

公布した条例一覧

令和6年

公布 番号	条例名
31	杉並区長等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例
32	杉並区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
33	杉並区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
34	杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
35	杉並区学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

杉並区長等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例を公布する。

令和6年12月11日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区条例第31号

杉並区長等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例

第1条 杉並区長等の給与等に関する条例（昭和32年杉並区条例第15号）の一部を次のように改正する。

第5条中「100分の201.5」を「100分の221.5」に改める。

別表第1区長の項中「1,113,000円」を「1,123,000円」に改め、同表副区長の項中「891,900円」を「899,900円」に改める。

第2条 杉並区長等の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条中「100分の221.5」を「100分の211.5」に改める。

第3条 杉並区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年杉並区条例第20号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の189」を「100分の209」に改める。

別表議長の間中「856,000円」を「863,700円」に改め、同表副議長の間中「774,600円」を「781,600円」に改め、同表委員長の間中「643,400円」を「649,200円」に改め、同表副委員長の間中「616,600円」を「622,100円」に改め、同表議員の間中「595,700円」を「601,100円」に改める。

第4条 杉並区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の209」を「100分の199」に改める。

第5条 杉並区教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和54年杉並区条例第18号）の一部を次のように改正する。

第2条中「76万4,400円」を「77万1,300円」に改める。

第8条中「100分の201.5」を「100分の221.5」に改める。

第6条 杉並区教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条中「100分の221.5」を「100分の211.5」に改める。

第7条 杉並区監査委員の給与等に関する条例（平成3年杉並区条例第16号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「68万7,500円」を「69万3,700円」に改め、同項第2号中「66万8,700円」を「67万4,700円」に改める。

第4条第4項中「100分の201.5」を「100分の221.5」に改める。

第8条 杉並区監査委員の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第4項中「100分の221.5」を「100分の211.5」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条、第6条及び第8条の規定は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から適用する。
 - (1) 第1条の規定（杉並区長等の給与等に関する条例（以下「区長等給与条例」という。）第5条の改正規定を除く。）による改正後の区長等給与条例の規定、第3条の規定（杉並区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「議員報酬条例」という。）第8条第2項の改正規定を除く。）による改正後の議員報酬条例の規定、第5条の規定（杉並区教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（以下「教育長給与条例」という。）第8条の改正規定を除く。）による改正後の教育長給与条例の規定及び第7条の規定（杉並区監査委員の給与等に関する条例（以下「監査委員給与条例」という。）第4条第4項の改正規定を除く。）による改正後の監査委員給与条例の規定 令和6年11月1日
 - (2) 第1条の規定（区長等給与条例第5条の改正規定に限る。）による改正後の区長等給与条例の規定、第3条の規定（議員報酬条例第8条第2項の改正規定に限る。）による改正後の議員報酬条例の規定、第5条の規定（教育長給与

条例第 8 条の改正規定に限る。) による改正後の教育長給与条例の規定及び第 7 条の規定 (監査委員給与条例第 4 条第 4 項の改正規定に限る。) による改正後の監査委員給与条例の規定 令和 6 年 1 2 月 1 日

- 3 第 1 条の規定による改正後の区長等給与条例の規定、第 3 条の規定による改正後の議員報酬条例の規定、第 5 条の規定による改正後の教育長給与条例の規定及び第 7 条の規定による改正後の監査委員給与条例の規定を適用する場合には、第 1 条の規定による改正前の区長等給与条例の規定、第 5 条の規定による改正前の教育長給与条例の規定及び第 7 条の規定による改正前の監査委員給与条例の規定に基づいて支給された給与並びに第 3 条の規定による改正前の議員報酬条例の規定に基づいて支給された議員報酬及び期末手当は、第 1 条の規定による改正後の区長等給与条例の規定、第 5 条の規定による改正後の教育長給与条例の規定及び第 7 条の規定による改正後の監査委員給与条例の規定による給与並びに第 3 条の規定による改正後の議員報酬条例の規定による議員報酬及び期末手当の内払とみなす。

杉並区長等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例新旧対照表（抄）

第1条による改正（杉並区長等の給与等に関する条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
<p>（期末手当）</p> <p>第5条 期末手当の額は、次に掲げる額の合計額に<u>100分の221.5</u>を乗じて得た額に、給与条例の適用を受ける職員の例による支給割合を乗じて得た額とし、その支給方法その他支給に関しては、給与条例の適用を受ける職員の例による。</p> <p>（1）～（3） 略</p>	<p>（期末手当）</p> <p>第5条 期末手当の額は、次に掲げる額の合計額に<u>100分の201.5</u>を乗じて得た額に、給与条例の適用を受ける職員の例による支給割合を乗じて得た額とし、その支給方法その他支給に関しては、給与条例の適用を受ける職員の例による。</p> <p>（1）～（3） 略</p>

第2条による改正（杉並区長等の給与等に関する条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
<p>（期末手当）</p> <p>第5条 期末手当の額は、次に掲げる額の合計額に<u>100分の211.5</u>を乗じて得た額に、給与条例の適用を受ける職員の例による支給割合を乗じて得た額とし、その支給方法その他支給に関しては、給与条例の適用を受ける職員の例による。</p> <p>（1）～（3） 略</p>	<p>（期末手当）</p> <p>第5条 期末手当の額は、次に掲げる額の合計額に<u>100分の221.5</u>を乗じて得た額に、給与条例の適用を受ける職員の例による支給割合を乗じて得た額とし、その支給方法その他支給に関しては、給与条例の適用を受ける職員の例による。</p> <p>（1）～（3） 略</p>

第3条による改正（杉並区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部

改正)

新 条 例	旧 条 例
(期末手当) 第8条 略 2 期末手当の額は、それぞれ基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、辞職、失職、除名又は死亡の日現在）における第2条に定める議員報酬月額及びその議員報酬月額に100分の45を乗じて得た額の合計額に <u>100分の209</u> を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間における在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。 3及び4 略	(期末手当) 第8条 略 2 期末手当の額は、それぞれ基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、辞職、失職、除名又は死亡の日現在）における第2条に定める議員報酬月額及びその議員報酬月額に100分の45を乗じて得た額の合計額に <u>100分の189</u> を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間における在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。 3及び4 略

第4条による改正（杉並区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部

改正)

新 条 例	旧 条 例
(期末手当) 第8条 略 2 期末手当の額は、それぞれ基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、辞職、失職、除名又は死亡の日現在）における第2条に定める議員報酬月額及びその議員報酬月額に100分の45を乗じて得た額の合計額に <u>10</u>	(期末手当) 第8条 略 2 期末手当の額は、それぞれ基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、辞職、失職、除名又は死亡の日現在）における第2条に定める議員報酬月額及びその議員報酬月額に100分の45を乗じて得た額の合計額に <u>10</u>

0分の199を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間における在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。

3及び4 略

0分の209を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間における在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。

3及び4 略

第5条による改正（杉並区教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
<p>(給料)</p> <p>第2条 教育長の給料の額は、月額<u>77万1,300円</u>とする。</p> <p>(期末手当)</p> <p>第8条 期末手当の額は、次に掲げる額の合計額に<u>100分の221.5</u>を乗じて得た額に、給与条例の適用を受ける職員の例による支給割合を乗じて得た額とし、その支給方法その他支給に関しては、給与条例の適用を受ける職員の例による。</p> <p>(1)～(3) 略</p>	<p>(給料)</p> <p>第2条 教育長の給料の額は、月額<u>76万4,400円</u>とする。</p> <p>(期末手当)</p> <p>第8条 期末手当の額は、次に掲げる額の合計額に<u>100分の201.5</u>を乗じて得た額に、給与条例の適用を受ける職員の例による支給割合を乗じて得た額とし、その支給方法その他支給に関しては、給与条例の適用を受ける職員の例による。</p> <p>(1)～(3) 略</p>

第6条による改正（杉並区教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
<p>(期末手当)</p> <p>第8条 期末手当の額は、次に掲げる額</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第8条 期末手当の額は、次に掲げる額</p>

の合計額に100分の211.5を乗じて得た額に、給与条例の適用を受ける職員の例による支給割合を乗じて得た額とし、その支給方法その他支給に関しては、給与条例の適用を受ける職員の例による。

(1)～(3) 略

の合計額に100分の221.5を乗じて得た額に、給与条例の適用を受ける職員の例による支給割合を乗じて得た額とし、その支給方法その他支給に関しては、給与条例の適用を受ける職員の例による。

(1)～(3) 略

第7条による改正（杉並区監査委員の給与等に関する条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
(給料及び報酬)	(給料及び報酬)
第2条 識見を有する者のうちから選任された監査委員で常勤のもの（以下「常勤の監査委員」という。）の給料の額は、次のとおりとする。	第2条 識見を有する者のうちから選任された監査委員で常勤のもの（以下「常勤の監査委員」という。）の給料の額は、次のとおりとする。
(1) 代表監査委員 月額 <u>69万3,700円</u>	(1) 代表監査委員 月額 <u>68万7,500円</u>
(2) その他の監査委員 月額 <u>67万4,700円</u>	(2) その他の監査委員 月額 <u>66万8,700円</u>
2及び3 略	2及び3 略
(その他の給与)	(その他の給与)
第4条 略	第4条 略
2及び3 略	2及び3 略
4 期末手当の額は、次に掲げる額の合計額に <u>100分の221.5</u> を乗じて得た額に、給与条例の適用を受ける職員の例による支給割合を乗じて得た額とする。	4 期末手当の額は、次に掲げる額の合計額に <u>100分の201.5</u> を乗じて得た額に、給与条例の適用を受ける職員の例による支給割合を乗じて得た額とする。

(1)～(3) 略 5～8 略		(1)～(3) 略 5～8 略
--------------------	--	--------------------

第8条による改正（杉並区監査委員の給与等に関する条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
(その他の給与) 第4条 略 2及び3 略 4 期末手当の額は、次に掲げる額の合計額に <u>100分の211.5</u> を乗じて得た額に、給与条例の適用を受ける職員の例による支給割合を乗じて得た額とする。 (1)～(3) 略 5～8 略	(その他の給与) 第4条 略 2及び3 略 4 期末手当の額は、次に掲げる額の合計額に <u>100分の221.5</u> を乗じて得た額に、給与条例の適用を受ける職員の例による支給割合を乗じて得た額とする。 (1)～(3) 略 5～8 略

給与改定等の概要

杉並区長等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例

項 目	改 正 内 容				
給 料 及 び 議 員 報 酬	職 名		現 行	改 正	
	区 長		1,113,000 円	1,123,000 円	
	副 区 長		891,900 円	899,900 円	
	区 議 会 議 員	議 長		856,000 円	863,700 円
		副 議 長		774,600 円	781,600 円
		委 員 長		643,400 円	649,200 円
		副 委 員 長		616,600 円	622,100 円
	議 員		595,700 円	601,100 円	
	教 育 長		764,400 円	771,300 円	
	代表監査委員（常勤）		687,500 円	693,700 円	
その他の監査委員（常勤）		668,700 円	674,700 円		
期 末 手 当	区長、副区長、教育長及び常勤の監査委員の支給月数				
	区 分	現 行	第 1 条、第 5 条及び 第 7 条による改正 (令和 6 年度の支給月数)	第 2 条、第 6 条及び 第 8 条による改正 (令和 7 年度の支給月数)	
	6 月 期	2.015	2.015	<u>2.115</u>	
	1 2 月 期	2.015	<u>2.215</u>	<u>2.115</u>	
	合 計	4.03	<u>4.23</u>	4.23	
	区議会議員の支給月数				
	区 分	現 行	第 3 条による改正 (令和 6 年度の支給月数)	第 4 条による改正 (令和 7 年度の支給月数)	
	6 月 期	1.89	1.89	<u>1.99</u>	
	1 2 月 期	1.89	<u>2.09</u>	<u>1.99</u>	
	合 計	3.78	<u>3.98</u>	3.98	
施 行 期 日 等	<p>1 第 1 条、第 3 条、第 5 条及び第 7 条による給料及び議員報酬並びに期末手当に係る改正は公布の日から施行し、改正後の給料及び議員報酬に係る規定は令和 6 年 1 月 1 日から、期末手当に係る規定は同年 1 月 2 月 1 日から適用する。</p> <p>2 第 2 条、第 4 条、第 6 条及び第 8 条による期末手当に係る改正は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。</p>				

杉並区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和6年12月11日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区条例第32号

杉並区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 杉並区職員の給与に関する条例（昭和50年杉並区条例第9号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項第1号中「26万8,500円」を「27万5,700円」に改める。

第29条第2項中「100分の120」を「100分の130」に改め、同項ただし書中「100分の102.5」を「100分の112.5」に改め、同条第3項中「100分の120」を「100分の130」に、「100分の67.5」を「100分の72.5」に、「100分の102.5」を「100分の112.5」に、「100分の58.75」を「100分の63.75」に改める。

第30条第2項中「100分の112.5」を「100分の122.5」に、「100分の130」を「100分の140」に改め、同条第3項中「100分の112.5」を「100分の122.5」に、「100分の55」を「100分の60」に、「100分の130」を「100分の140」に、「100分の63.75」を「100分の68.75」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

行政職給料表

ア 行政職給料表（一）

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	177,400	231,500	254,100	276,700	303,500	379,400
	2	178,500	232,400	255,500	278,600	305,700	382,000
	3	179,600	233,300	256,900	280,500	307,900	384,600
	4	180,800	234,300	258,300	282,400	310,100	387,200
	5	182,000	235,300	259,800	284,400	312,400	389,900
	6	183,200	236,400	261,400	286,300	314,600	392,600
	7	184,400	237,500	263,000	288,200	316,900	395,300
	8	185,600	238,600	264,600	290,200	319,200	398,100
	9	186,800	239,800	266,300	292,200	321,500	400,900
	10	188,000	241,000	268,000	294,100	323,900	403,700
	11	189,400	242,200	269,800	296,100	326,200	406,500
	12	190,700	243,400	271,600	298,100	328,600	409,300
	13	192,000	244,600	273,400	300,100	330,900	412,100
	14	193,500	245,900	275,200	302,100	333,300	414,900
	15	195,000	247,200	277,000	304,100	335,600	417,700
	16	196,500	248,500	278,900	306,100	338,000	420,500
	17	198,000	249,900	280,800	308,000	340,300	423,400
	18	199,700	251,300	282,600	309,900	342,700	426,300
	19	201,600	252,700	284,500	311,900	345,100	429,200
	20	203,400	254,100	286,400	313,900	347,400	432,100
	21	205,200	255,600	288,300	315,900	349,700	435,000
	22	207,000	257,100	290,100	317,900	352,200	438,000
	23	208,900	258,600	292,000	319,800	354,600	441,100
	24	210,800	260,100	293,900	321,800	357,000	444,100
	25	212,600	261,600	295,800	323,800	359,300	447,100
	26	214,500	263,100	298,100	326,200	361,700	449,900
	27	216,500	264,600	300,500	328,700	364,100	452,700
	28	218,300	266,100	302,900	331,200	366,500	455,400
	29	220,000	267,700	305,300	333,700	369,100	458,000
	30	220,900	269,800	307,200	335,900	371,900	460,600
	31	221,600	271,900	309,000	338,000	374,700	463,100
	32	222,300	274,000	310,800	340,100	377,500	465,500
	33	223,000	276,200	312,600	342,200	380,300	467,700
	34	223,800	277,600	314,400	344,200	382,800	469,800
	35	224,600	279,000	316,200	346,200	385,100	471,800
	36	225,500	280,400	318,000	348,300	387,400	473,900
	37	226,400	281,900	319,800	350,400	389,800	475,800
	38	227,300	283,300	321,600	352,500	392,200	477,600
	39	228,300	284,700	323,400	354,600	394,500	479,200
	40	229,200	286,100	325,200	356,600	396,700	480,800
	41	230,300	287,400	327,000	358,600	398,900	482,300
	42	231,400	288,700	328,800	360,600	401,200	483,800
	43	232,600	290,100	330,600	362,600	403,400	485,200
	44	233,800	291,500	332,400	364,500	405,600	486,600

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員

45	235,100	292,800	334,100	366,400	407,700	487,900
46	236,200	294,100	335,800	368,200	409,700	489,300
47	237,300	295,500	337,500	370,100	411,700	490,500
48	238,500	296,800	339,300	372,000	413,600	491,700
49	239,800	298,200	341,100	373,900	415,500	492,800
50	240,900	299,600	342,800	375,700	417,200	494,000
51	242,000	300,900	344,500	377,600	418,800	495,000
52	243,200	302,200	346,200	379,300	420,200	496,000
53	244,400	303,500	348,000	381,000	421,600	497,000
54	245,500	304,800	349,700	382,700	423,000	497,900
55	246,600	306,100	351,400	384,400	424,300	498,800
56	247,800	307,400	353,000	385,900	425,400	499,700
57	249,000	308,700	354,600	387,400	426,500	500,500
58	250,100	310,000	356,200	388,900	427,600	501,300
59	251,200	311,200	357,800	390,400	428,700	502,100
60	252,400	312,500	359,400	391,900	429,600	502,800
61	253,600	313,800	361,000	393,300	430,500	503,500
62	254,700	315,100	362,600	394,600	431,400	504,200
63	255,900	316,400	364,100	395,900	432,200	504,800
64	257,100	317,700	365,600	397,100	433,000	505,400
65	258,200	318,900	367,100	398,200	433,800	506,000
66	259,300	320,200	368,600	399,200	434,500	506,600
67	260,500	321,500	370,100	400,200	435,300	507,100
68	261,600	322,800	371,500	401,200	436,000	507,600
69	262,800	324,000	372,900	402,200	436,600	508,100
70	263,900	325,300	374,200	403,000	437,300	508,600
71	265,100	326,600	375,500	403,900	437,900	509,100
72	266,200	327,800	376,700	404,700	438,500	509,600
73	267,400	329,100	377,800	405,500	439,000	510,100
74	268,500	330,300	378,800	406,200	439,500	510,600
75	269,600	331,500	379,800	406,900	440,000	511,100
76	270,800	332,600	380,700	407,600	440,600	511,600
77	272,000	333,700	381,700	408,300	441,200	512,100
78	273,100	334,800	382,600	408,900	441,800	512,600
79	274,300	335,800	383,500	409,600	442,400	513,100
80	275,500	336,800	384,200	410,200	442,800	513,600
81	276,600	337,600	385,000	410,800	443,300	514,100
82	277,800	338,500	385,800	411,300	443,800	514,600
83	278,900	339,300	386,500	411,800	444,300	515,100
84	280,000	340,100	387,100	412,300	444,800	515,600
85	281,200	340,700	387,800	412,800	445,300	516,100
86	282,300	341,400	388,400	413,200	445,800	516,600
87	283,500	342,000	389,000	413,700	446,200	517,100
88	284,600	342,600	389,500	414,200	446,700	517,600
89	285,800	343,200	390,000	414,600	447,200	518,100
90	287,000	343,800	390,500	415,100	447,700	
91	288,100	344,400	391,000	415,600	448,200	
92	289,200	344,900	391,500	416,000	448,700	

93	290,400	345,400	392,000	416,400	449,100	
94	291,600	345,900	392,500	416,900	449,600	
95	292,800	346,400	393,000	417,400	450,100	
96	293,900	346,900	393,500	417,800	450,600	
97	295,000	347,400	393,900	418,200	451,100	
98	296,200	347,800	394,300	418,600	451,600	
99	297,400	348,300	394,800	419,000	452,100	
100	298,600	348,800	395,300	419,400	452,600	
101	299,600	349,300	395,800	419,800	453,100	
102	300,700	349,700	396,300	420,200	453,600	
103	301,800	350,200	396,800	420,600	454,100	
104	302,800	350,700	397,200	421,000	454,600	
105	303,700	351,200	397,600	421,400	455,100	
106	304,700	351,600	398,000	421,800	455,600	
107	305,600	352,000	398,400	422,200	456,100	
108	306,500	352,400	398,800	422,600	456,600	
109	307,400	352,800	399,200	423,000	457,100	
110	308,200	353,200	399,600	423,400		
111	309,000	353,600	400,000	423,800		
112	309,800	354,000	400,400	424,200		
113	310,400	354,400	400,800	424,600		
114	311,100	354,800	401,200	425,000		
115	311,700	355,200	401,600	425,400		
116	312,300	355,600	402,000	425,800		
117	312,800	356,000	402,400	426,200		
118	313,300	356,400	402,800	426,600		
119	313,700	356,800	403,200	427,000		
120	314,100	357,200	403,600	427,400		
121	314,400	357,600	404,000	427,800		
122	314,800		404,400	428,200		
123	315,200		404,800	428,600		
124	315,600		405,200	429,000		
125	316,000		405,600	429,400		
126	316,300		406,000	429,800		
127	316,700		406,400	430,200		
128	317,100		406,800	430,600		
129	317,500		407,200	431,000		
130	317,900		407,600			
131	318,300		408,000			
132	318,700		408,400			
133	319,000		408,800			
134	319,400					
135	319,700					
136	320,000					
137	320,300					
138	320,600					
139	320,900					
140	321,200					

	141	321,500					
	142	321,800					
	143	322,100					
	144	322,400					
	145	322,700					
	146	323,000					
	147	323,300					
	148	323,600					
	149	323,900					
定年前 再任用 短時間 勤務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円	円
		200,400	235,400	274,000	292,100	316,600	384,100

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第25条に規定する職員を除く。

イ 行政職給料表（二）

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	161,800	225,100	242,000	248,600
	2	162,500	226,000	243,600	250,200
	3	163,200	227,300	245,200	251,900
	4	163,900	228,600	246,900	253,600
	5	164,600	229,900	248,500	255,400
	6	165,300	231,300	250,100	257,000
	7	166,000	232,600	251,700	258,800
	8	166,700	233,900	253,300	260,500
	9	167,400	235,300	255,200	262,300
	10	168,100	237,200	257,000	264,000
	11	168,800	239,000	259,000	265,800
	12	169,500	240,800	261,100	267,500
	13	170,200	242,700	263,100	269,200
	14	171,200	244,000	264,800	270,900
	15	172,200	245,200	266,400	272,600
	16	173,200	246,500	267,900	274,300
	17	174,200	247,800	269,500	276,100
	18	175,300	249,000	271,000	277,800
	19	176,400	250,300	272,600	279,500
	20	177,500	251,500	274,100	281,300
	21	178,700	252,600	275,700	283,100
	22	179,900	253,800	277,200	285,100
	23	181,100	255,000	278,800	287,300
	24	182,300	256,200	280,300	289,500
	25	183,400	257,400	281,900	291,700
	26	184,600	258,500	283,400	293,600
	27	186,000	259,700	285,000	295,400
	28	187,300	260,900	286,500	297,200
	29	188,500	262,100	288,000	299,100
	30	190,000	263,300	289,500	300,800
	31	191,500	264,500	290,900	302,600
	32	192,500	265,600	292,500	304,400
	33	193,500	266,800	294,000	306,200
	34	195,200	267,900	295,500	308,100
	35	197,000	269,100	297,000	309,900
	36	198,700	270,200	298,400	311,700
	37	200,200	271,300	300,000	313,400
	38	201,000	272,500	301,400	315,200
	39	201,700	273,500	302,900	316,900
	40	202,300	274,700	304,300	318,600
	41	202,900	275,800	305,700	320,200
	42	203,700	277,000	307,000	321,800
	43	204,400	278,100	308,400	323,500
	44	205,200	279,300	309,800	325,100

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員

45	206,000	280,300	311,200	326,800
46	206,800	281,500	312,600	328,400
47	207,800	282,600	313,900	330,000
48	208,600	283,700	315,100	331,500
49	209,600	284,800	316,400	333,000
50	210,600	285,900	317,700	334,500
51	211,700	287,100	319,000	336,000
52	212,800	288,100	320,200	337,300
53	213,900	289,300	321,400	338,600
54	214,900	290,300	322,600	339,900
55	215,900	291,400	323,700	341,200
56	216,800	292,400	324,700	342,500
57	217,700	293,500	325,700	343,700
58	219,200	294,300	326,500	344,900
59	220,200	295,200	327,400	346,000
60	221,300	296,000	328,200	347,100
61	222,400	296,800	329,000	348,000
62	223,400	297,500	329,800	348,900
63	224,400	298,200	330,600	349,800
64	225,500	298,900	331,200	350,600
65	226,600	299,500	331,900	351,500
66	227,600	300,100	332,600	352,200
67	228,600	300,600	333,200	353,000
68	229,700	301,100	333,700	353,700
69	230,800	301,700	334,300	354,400
70	231,800	302,200	334,800	355,000
71	232,900	302,700	335,300	355,600
72	234,000	303,200	335,700	356,200
73	235,000	303,600	336,200	356,900
74	236,000	304,000	336,600	357,400
75	237,100	304,500	337,000	358,000
76	238,100	304,900	337,500	358,500
77	239,100	305,400	337,900	359,000
78	240,100	305,700	338,300	359,500
79	241,200	306,200	338,800	359,900
80	242,200	306,600	339,200	360,400
81	243,300	307,000	339,500	360,800
82	244,300	307,400	339,900	361,100
83	245,300	307,800	340,300	361,600
84	246,400	308,300	340,700	362,000
85	247,500	308,700	341,200	362,400
86	248,500	309,100	341,600	362,800
87	249,600	309,400	342,000	363,200
88	250,700	309,800	342,400	363,600
89	251,700	310,100	342,700	363,900
90	252,800	310,500	343,100	364,400
91	253,800	310,800	343,400	364,800
92	254,800	311,200	343,800	365,200

93	255,900	311,500	344,100	365,500
94	256,900	311,900	344,500	365,900
95	258,000	312,200	344,800	366,200
96	259,000	312,600	345,100	366,600
97	260,100	312,900	345,500	366,900
98	261,200	313,300	345,800	367,300
99	262,200	313,600	346,200	367,600
100	263,200	314,000	346,500	368,000
101	264,300	314,300	346,900	368,300
102	265,400	314,700	347,200	368,700
103	266,400	315,100	347,600	369,000
104	267,400	315,500	347,900	369,400
105	268,500	315,900	348,200	369,700
106	269,500	316,300	348,600	370,100
107	270,600	316,700	348,900	370,400
108	271,700	317,100	349,300	370,800
109	273,000	317,500	349,600	371,100
110	273,800	317,800	350,000	371,500
111	274,600	318,100	350,300	371,800
112	275,500	318,400	350,700	372,100
113	276,400	318,700	351,000	372,500
114	277,300	319,000	351,400	372,800
115	278,100	319,300	351,700	373,200
116	278,900	319,600	352,000	373,500
117	279,700	319,900	352,400	373,900
118	280,500	320,200	352,800	374,200
119	281,200	320,500	353,200	374,600
120	281,900	320,800	353,600	374,900
121	282,500	321,100	354,000	375,300
122	283,100	321,300	354,400	
123	283,600	321,500	354,800	
124	284,200	321,700	355,200	
125	284,600	321,900	355,600	
126	285,100	322,100	356,000	
127	285,500	322,300	356,400	
128	285,800	322,500	356,800	
129	286,100	322,700	357,200	
130	286,500	322,900	357,600	
131	286,800	323,100	358,000	
132	287,200	323,300	358,400	
133	287,600	323,500	358,800	
134	287,900	323,600	359,200	
135	288,200	323,700	359,600	
136	288,600	323,800	360,000	
137	288,900	323,900	360,400	
138	289,300	324,000	360,800	
139	289,700	324,100	361,200	
140	290,000	324,200	361,600	

	141	290,300	324,300	362,000	
	142	290,700	324,400	362,400	
	143	290,900	324,500	362,800	
	144	291,200	324,600	363,200	
	145	291,500	324,700	363,600	
	146	291,700	324,800	364,000	
	147	292,000	324,900	364,400	
	148	292,300	325,000	364,800	
	149	292,600	325,100	365,200	
	150	292,800		365,600	
	151	293,100		366,000	
	152	293,400		366,400	
	153	293,700		366,800	
	154	293,900		367,100	
	155	294,200		367,400	
	156	294,500		367,700	
	157	294,700		368,000	
	158	295,000			
	159	295,300			
	160	295,600			
	161	295,900			
	162	296,200			
	163	296,500			
	164	296,800			
	165	297,100			
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円
		216,300	227,500	248,600	279,800

備考 この表は、機器の運転操作、庁舎の監視その他の庁務及びこれらに準ずる業務に従事する職員で人事委員会が定めるものに適用する。

医療職給料表

ア 医療職給料表（一）

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円
	1	243,400	344,800	425,400
	2	246,000	348,100	428,200
	3	248,600	351,800	431,000
	4	251,000	355,200	433,800
	5	253,500	358,800	436,800
	6	256,100	362,300	439,500
	7	258,400	365,900	442,300
	8	261,100	369,200	445,000
	9	263,800	372,800	447,700
	10	266,600	376,900	450,400
	11	269,600	381,000	453,100
	12	272,400	385,000	455,800
	13	275,400	388,900	458,600
	14	279,300	392,600	461,400
	15	283,200	396,200	464,200
	16	286,700	399,800	466,800
	17	290,300	403,400	469,400
	18	293,800	406,200	471,900
	19	297,000	408,800	474,700
	20	300,500	411,300	477,300
	21	304,000	414,000	480,000
	22	307,200	416,500	482,700
	23	310,300	419,200	485,400
	24	313,300	421,600	487,800
	25	316,400	423,800	490,600
	26	319,600	426,200	493,200
	27	322,400	428,500	495,600
	28	325,600	430,900	498,000
	29	328,700	433,500	500,600
	30	331,800	435,700	503,100
	31	334,800	438,300	505,100
	32	338,000	440,700	507,400
	33	340,700	443,100	509,500
	34	343,900	445,500	511,800
	35	346,600	447,500	514,000
	36	349,300	449,500	516,400
	37	352,400	451,500	518,300
	38	355,500	453,500	520,100
	39	358,800	455,800	522,100
	40	361,300	457,700	524,000
	41	363,900	459,800	526,200
	42	366,600	461,700	527,600
	43	369,200	463,700	529,200
	44	371,300	465,500	530,900

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員

45	373,500	467,100	532,600
46	375,800	468,900	533,700
47	378,400	470,600	535,000
48	380,700	472,200	536,100
49	382,800	473,800	537,400
50	384,200	475,300	538,600
51	385,400	476,700	539,800
52	386,600	478,000	540,900
53	387,900	479,200	542,000
54	389,100	480,300	543,000
55	390,400	481,200	544,000
56	391,700	482,100	544,900
57	392,900	483,000	545,800
58	394,300	483,600	546,700
59	395,200	484,700	547,600
60	396,400	485,800	548,600
61	397,100	486,700	549,600
62	398,000	487,400	550,500
63	398,600	488,200	551,600
64	399,400	489,000	552,600
65	400,300	489,600	553,600
66	400,900	490,400	554,600
67	401,500	491,000	555,500
68	402,400	491,700	556,500
69	402,900	492,300	557,500
70	403,500	492,800	558,500
71	404,300	493,100	559,500
72	404,900	493,600	560,400
73	405,500	494,100	561,400
74	406,100	494,600	562,400
75	406,700	495,000	563,300
76	407,400	495,400	564,200
77	408,100	495,800	565,200
78	408,700	496,100	566,100
79	409,300	496,500	567,000
80	409,900	497,000	567,800
81	410,600	497,500	568,700
82	411,000	497,900	569,500
83	411,500	498,300	570,400
84	412,200	498,800	571,200
85	413,100	499,400	572,000
86	413,600	500,000	572,800
87	414,200	500,500	573,600
88	414,900	500,900	574,300
89	415,500	501,400	575,000
90	415,900	502,000	575,700
91	416,400	502,500	576,500
92	416,900	503,000	577,300

	93	417,300	503,500	578,000
	94	417,700	504,100	578,800
	95	418,100	504,600	579,500
	96	418,600	505,100	580,200
	97	419,100	505,600	580,900
	98	419,500	506,100	581,500
	99	420,000	506,600	582,200
	100	420,400	507,200	582,900
	101	420,800	507,700	583,600
	102	421,200	508,200	584,300
	103	421,600	508,700	584,900
	104	422,100	509,300	585,500
	105	422,600	509,800	586,300
	106	423,100		587,000
	107	423,600		587,700
	108	424,100		588,400
	109	424,500		589,000
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円
		299,200	360,900	422,200

備考 この表は、医師、歯科医師その他の職員で人事委員会が定めるものに適用する。

イ 医療職給料表（二）

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	178,100	232,900	254,600	277,200	303,500
	2	179,300	233,800	256,000	278,900	305,700
	3	180,500	234,700	257,400	280,700	307,900
	4	181,700	235,700	258,800	282,500	310,100
	5	182,900	236,700	260,300	284,500	312,400
	6	184,200	237,700	261,900	286,400	314,600
	7	185,500	238,700	263,500	288,300	316,900
	8	186,800	239,700	265,100	290,300	319,200
	9	188,100	240,700	266,800	292,300	321,500
	10	189,500	241,800	268,500	294,200	323,900
	11	191,000	242,900	270,300	296,200	326,200
	12	192,400	244,000	272,000	298,200	328,600
	13	193,800	245,100	273,700	300,200	330,900
	14	195,300	246,300	275,400	302,200	333,300
	15	196,800	247,600	277,200	304,200	335,600
	16	198,400	248,900	279,100	306,200	338,000
	17	200,000	250,300	281,000	308,100	340,300
	18	201,800	251,700	282,800	310,000	342,700
	19	203,700	253,100	284,700	312,000	345,100
	20	205,500	254,500	286,600	314,000	347,400
	21	207,300	256,000	288,500	316,000	349,700
	22	209,000	257,500	290,300	318,000	352,200
	23	210,800	259,000	292,200	319,900	354,600
	24	212,600	260,500	294,100	321,900	357,000
	25	214,200	262,000	296,000	323,900	359,300
	26	215,900	263,500	298,300	326,300	361,700
	27	217,700	265,000	300,700	328,800	364,100
	28	219,400	266,500	303,100	331,300	366,500
	29	221,100	268,100	305,500	333,800	369,100
	30	222,000	270,200	307,300	336,000	371,900
	31	222,800	272,300	309,000	338,100	374,700
	32	223,600	274,400	310,800	340,200	377,500
	33	224,500	276,500	312,700	342,300	380,300
	34	225,400	277,800	314,400	344,300	382,800
	35	226,300	279,200	316,200	346,300	385,100
	36	227,300	280,600	318,000	348,400	387,400
	37	228,200	282,100	319,900	350,500	389,800
	38	229,000	283,500	321,600	352,600	392,200
	39	229,900	284,800	323,400	354,600	394,500
	40	230,900	286,100	325,200	356,600	396,700
	41	231,900	287,500	327,000	358,600	398,900
	42	232,800	288,700	328,800	360,600	401,200
	43	233,800	290,100	330,600	362,600	403,400
	44	234,800	291,500	332,400	364,500	405,600

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員

45	235,700	292,900	334,100	366,400	407,700
46	236,900	294,200	335,800	368,200	409,700
47	238,100	295,600	337,500	370,100	411,700
48	239,300	296,900	339,300	372,000	413,600
49	240,700	298,300	341,100	373,900	415,500
50	242,000	299,700	342,800	375,700	417,200
51	243,200	301,000	344,500	377,600	418,800
52	244,400	302,300	346,200	379,300	420,200
53	245,600	303,600	348,000	381,000	421,600
54	246,800	304,800	349,700	382,700	423,000
55	247,800	306,100	351,400	384,400	424,300
56	249,000	307,400	353,000	385,900	425,400
57	250,100	308,700	354,600	387,400	426,500
58	251,300	310,000	356,200	388,900	427,600
59	252,400	311,200	357,800	390,400	428,700
60	253,500	312,500	359,400	391,900	429,600
61	254,600	313,800	361,000	393,300	430,500
62	255,800	315,100	362,600	394,600	431,400
63	256,900	316,400	364,100	395,900	432,200
64	258,000	317,700	365,600	397,100	433,000
65	259,100	318,900	367,100	398,200	433,800
66	260,300	320,200	368,600	399,200	434,500
67	261,400	321,500	370,100	400,200	435,300
68	262,500	322,800	371,500	401,200	436,000
69	263,600	324,000	372,900	402,200	436,600
70	264,700	325,300	374,200	403,000	437,300
71	265,800	326,600	375,500	403,900	437,900
72	266,900	327,800	376,700	404,700	438,500
73	268,100	329,100	377,800	405,500	439,000
74	269,300	330,300	378,800	406,200	439,500
75	270,300	331,500	379,800	406,900	440,000
76	271,500	332,600	380,700	407,600	440,600
77	272,600	333,700	381,700	408,300	441,200
78	273,800	334,800	382,600	408,900	441,800
79	275,000	335,800	383,500	409,600	442,400
80	276,100	336,800	384,200	410,200	442,800
81	277,100	337,600	385,000	410,800	443,300
82	278,200	338,500	385,800	411,300	443,800
83	279,200	339,300	386,500	411,800	444,300
84	280,300	340,100	387,100	412,300	444,800
85	281,600	340,700	387,800	412,800	445,300
86	282,700	341,400	388,400	413,200	445,800
87	283,800	342,000	389,000	413,700	446,200
88	284,900	342,600	389,500	414,200	446,700
89	286,100	343,200	390,000	414,600	447,200
90	287,300	343,800	390,500	415,100	447,700
91	288,300	344,400	391,000	415,600	448,200
92	289,400	344,900	391,500	416,000	448,700

93	290,600	345,400	392,000	416,400	449,100
94	291,800	345,900	392,500	416,900	449,600
95	292,900	346,400	393,000	417,400	450,100
96	294,000	346,900	393,500	417,800	450,600
97	295,100	347,400	393,900	418,200	451,100
98	296,300	347,800	394,300	418,600	451,600
99	297,500	348,300	394,800	419,000	452,100
100	298,600	348,800	395,300	419,400	452,600
101	299,600	349,300	395,800	419,800	453,100
102	300,700	349,700	396,300	420,200	453,600
103	301,800	350,200	396,800	420,600	454,100
104	302,800	350,700	397,200	421,000	454,600
105	303,700	351,200	397,600	421,400	455,100
106	304,700	351,600	398,000	421,800	455,600
107	305,600	352,000	398,400	422,200	456,100
108	306,500	352,400	398,800	422,600	456,600
109	307,400	352,800	399,200	423,000	457,100
110	308,200	353,200	399,600	423,400	
111	309,000	353,600	400,000	423,800	
112	309,800	354,000	400,400	424,200	
113	310,400	354,400	400,800	424,600	
114	311,100	354,800	401,200	425,000	
115	311,700	355,200	401,600	425,400	
116	312,300	355,600	402,000	425,800	
117	312,800	356,000	402,400	426,200	
118	313,300		402,800		
119	313,700		403,200		
120	314,100		403,600		
121	314,400		404,000		
122	314,800		404,400		
123	315,200		404,800		
124	315,600		405,200		
125	316,000		405,600		
126	316,300		406,000		
127	316,700		406,400		
128	317,100		406,800		
129	317,500		407,200		
130	317,900		407,600		
131	318,300		408,000		
132	318,700		408,400		
133	319,000		408,800		
134	319,400				
135	319,700				
136	320,000				
137	320,300				
138	320,600				
139	320,900				
140	321,200				

	141	321,500				
	142	321,800				
	143	322,100				
	144	322,400				
	145	322,700				
定年前 再任用 短時間 勤務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円
		203,000	237,200	273,800	291,700	316,600

備考 この表は、栄養士その他の職員で人事委員会が定めるものに適用する。

ウ 医療職給料表（三）

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	189,800	237,000	255,700	277,500	303,500
	2	191,300	237,600	257,000	279,300	305,700
	3	192,800	238,200	258,300	281,100	307,900
	4	194,300	238,800	259,600	282,800	310,100
	5	195,800	239,600	261,000	284,500	312,400
	6	197,300	240,300	262,500	286,400	314,600
	7	198,900	241,000	264,100	288,300	316,900
	8	200,400	241,800	265,700	290,300	319,200
	9	201,900	242,600	267,400	292,300	321,500
	10	203,500	243,400	269,100	294,300	323,900
	11	205,100	244,300	270,900	296,300	326,200
	12	206,700	245,200	272,600	298,400	328,600
	13	208,200	246,200	274,300	300,200	330,900
	14	209,700	247,400	276,000	302,400	333,300
	15	211,300	248,600	277,700	304,500	335,600
	16	212,700	249,900	279,600	306,400	338,000
	17	214,100	251,300	281,500	308,200	340,300
	18	215,400	252,700	283,300	310,300	342,700
	19	216,800	254,100	285,200	312,200	345,100
	20	218,200	255,400	287,000	314,000	347,400
	21	219,500	256,800	288,800	316,200	349,700
	22	221,300	258,200	290,600	318,300	352,200
	23	223,100	259,600	292,500	320,400	354,600
	24	224,700	261,100	294,400	322,500	357,000
	25	226,300	262,600	296,300	324,500	359,300
	26	226,900	264,100	298,600	326,900	361,700
	27	227,600	265,600	301,000	329,400	364,100
	28	228,200	267,000	303,400	331,900	366,500
	29	228,700	268,500	305,800	334,400	369,100
	30	229,200	270,700	307,600	336,500	371,900
	31	229,700	272,900	309,300	338,500	374,700
	32	230,400	275,000	311,100	340,600	377,500
	33	231,100	276,800	312,900	342,700	380,300
	34	231,600	278,200	314,700	344,700	382,800
	35	232,100	279,800	316,400	346,700	385,100
	36	232,700	281,400	318,100	348,800	387,400
	37	233,500	282,900	320,000	350,800	389,800
	38	234,200	284,300	321,600	352,800	392,200
	39	234,900	285,600	323,400	354,800	394,500
	40	235,700	286,900	325,300	356,800	396,700
	41	236,700	288,100	327,100	358,800	398,900
	42	237,700	289,400	328,800	360,800	401,200
	43	238,700	290,700	330,600	362,700	403,400
	44	239,900	292,100	332,400	364,500	405,600
	45	241,100	293,300	334,200	366,400	407,700
	46	242,500	294,600	335,800	368,200	409,700

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員

47	243,900	295,900	337,500	370,100	411,700
48	245,200	297,100	339,300	372,000	413,600
49	246,300	298,500	341,100	373,900	415,500
50	247,600	299,800	342,800	375,700	417,200
51	248,600	301,100	344,500	377,600	418,800
52	249,800	302,400	346,200	379,300	420,200
53	250,800	303,600	348,000	381,000	421,600
54	252,100	304,900	349,700	382,700	423,000
55	253,300	306,100	351,400	384,400	424,300
56	254,300	307,400	353,000	385,900	425,400
57	255,300	308,700	354,600	387,400	426,500
58	256,600	310,000	356,200	388,900	427,600
59	257,800	311,200	357,800	390,400	428,700
60	258,800	312,500	359,400	391,900	429,600
61	259,800	313,800	361,000	393,300	430,500
62	260,900	315,100	362,600	394,600	431,400
63	262,000	316,400	364,100	395,900	432,200
64	263,100	317,700	365,600	397,100	433,000
65	264,300	318,900	367,100	398,200	433,800
66	265,400	320,200	368,600	399,200	434,500
67	266,600	321,500	370,100	400,200	435,300
68	267,600	322,800	371,500	401,200	436,000
69	268,800	324,000	372,900	402,200	436,600
70	269,700	325,300	374,200	403,000	437,300
71	270,700	326,600	375,500	403,900	437,900
72	272,000	327,800	376,700	404,700	438,500
73	273,300	329,100	377,800	405,500	439,000
74	274,300	330,300	378,800	406,200	439,500
75	275,300	331,500	379,800	406,900	440,000
76	276,500	332,600	380,700	407,600	440,600
77	277,800	333,700	381,700	408,300	441,200
78	278,800	334,800	382,600	408,900	441,800
79	279,800	335,800	383,500	409,600	442,400
80	281,000	336,800	384,200	410,200	442,800
81	282,200	337,600	385,000	410,800	443,300
82	283,200	338,500	385,800	411,300	443,800
83	284,200	339,300	386,500	411,800	444,300
84	285,400	340,100	387,100	412,300	444,800
85	286,600	340,700	387,800	412,800	445,300
86	287,700	341,400	388,400	413,200	445,800
87	288,800	342,000	389,000	413,700	446,200
88	289,900	342,600	389,500	414,200	446,700
89	291,000	343,200	390,000	414,600	447,200
90	292,000	343,800	390,500	415,100	447,700
91	293,100	344,400	391,000	415,600	448,200
92	294,200	344,900	391,500	416,000	448,700
93	295,300	345,400	392,000	416,400	449,100
94	296,400	345,900	392,500	416,900	449,600
95	297,500	346,400	393,000	417,400	450,100
96	298,600	346,900	393,500	417,800	450,600

	97	299,600	347,400	393,900	418,200	451,100
	98	300,700	347,800	394,300	418,600	451,600
	99	301,800	348,300	394,800	419,000	452,100
	100	302,800	348,800	395,300	419,400	452,600
	101	303,700	349,300	395,800	419,800	453,100
	102	304,700	349,700	396,300	420,200	453,600
	103	305,600	350,200	396,800	420,600	454,100
	104	306,500	350,700	397,200	421,000	454,600
	105	307,400	351,200	397,600	421,400	455,100
	106	308,200	351,600	398,000	421,800	455,600
	107	309,000	352,000	398,400	422,200	456,100
	108	309,800	352,400	398,800	422,600	456,600
	109	310,400	352,800	399,200	423,000	457,100
	110	311,100	353,200	399,600	423,400	
	111	311,700	353,600	400,000	423,800	
	112	312,300	354,000	400,400	424,200	
	113	312,800	354,400	400,800	424,600	
	114	313,300	354,800	401,200	425,000	
	115	313,700	355,200	401,600	425,400	
	116	314,100	355,600	402,000	425,800	
	117	314,400	356,000	402,400	426,200	
	118	314,800		402,800		
	119	315,200		403,200		
	120	315,600		403,600		
	121	316,000		404,000		
	122	316,300		404,400		
	123	316,700		404,800		
	124	317,100		405,200		
	125	317,500		405,600		
	126	317,900		406,000		
	127	318,300		406,400		
	128	318,700		406,800		
	129	319,000		407,200		
	130	319,400		407,600		
	131	319,700		408,000		
	132	320,000		408,400		
	133	320,300		408,800		
	134	320,600				
	135	320,900				
	136	321,200				
	137	321,500				
	138	321,800				
	139	322,100				
	140	322,400				
	141	322,700				
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円
		207,200	238,400	273,800	291,700	316,600

備考 この表は、保健師、看護師その他の職員で人事委員会が定めるものに適用する。

第2条 杉並区職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第11条第1項第1号中「27万5,700円」を「31万5,200円」に改める。

第12条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げ、同条第3項各号を次のように改める。

(1) 前項第1号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）

1万500円

(2) 前項第2号から第5号までに該当する扶養親族 6,000円

第13条第1項第2号中「前条第2項第3号若しくは第5号」を「前条第2項第2号若しくは第4号」に改める。

第15条第1項第2号中「、配偶者又はパートナーシップ関係の相手方」を「、配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）又はパートナーシップ関係（双方又はいずれか一方が性的指向が異性に限らない者又は性自認が出生時に判定された性別と一致しない者であり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常生活において継続的に協力し合うことを約した2者間の関係その他の婚姻関係に相当すると任命権者が認める2者間の関係をいう。）の相手方（以下「パートナーシップ関係の相手方」という。）」に改める。

第29条第2項中「100分の130」を「100分の125」に改め、同項ただし書中「100分の112.5」を「100分の107.5」に改め、同条第3項中「100分の130」を「100分の125」に、「100分の72.5」を「100分の70」に、「100分の112.5」を「100分の107.5」に、「100分の63.75」を「100分の61.25」に改める。

第30条第2項中「100分の122.5」を「100分の117.5」に、「100分の140」を「100分の135」に改め、同条第3項中「100分の122.5」を「100分の117.5」に、「100分の60」を「100分の57.5」に、「100分の140」を「100分の135」に、「100分の68.75」を「100分の66.25」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び附則第6項から第8項までの規定は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から適用する。
 - (1) 第1条の規定（第29条第2項及び第3項並びに第30条第2項及び第3項の改正規定を除く。）による改正後の杉並区職員の給与に関する条例の規定
令和6年4月1日
 - (2) 第1条の規定（第29条第2項及び第3項並びに第30条第2項及び第3項の改正規定に限る。）による改正後の杉並区職員の給与に関する条例の規定
令和6年12月1日
- 3 令和6年4月1日からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、第1条の規定による改正前の杉並区職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員のうち、特別区人事委員会（以下「人事委員会」という。）の定める職員の第1条の規定による改正後の杉並区職員の給与に関する条例（以下「第1条による改正後の条例」という。）の規定による当該適用又は異動の日における号給は、人事委員会が定める。
- 4 施行日から令和7年3月31日までの間において、第1条による改正後の条例の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員の当該適用又は異動の日における号給については、当該適用又は異動について、まず改正前の条例の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から第1条による改正後の条例の規定が適用されるものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
- 5 第1条による改正後の条例の規定を適用する場合には、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、第1条による改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。
- 6 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間における第2条の規定による改正後の杉並区職員の給与に関する条例（以下「第2条による改正後の条例」

という。)第12条第3項の規定の適用については、同項第1号中「1万500円」とあるのは、「9,500円」とする。

7 令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間における第2条による改正後の条例第12条第3項の規定の適用については、同項第1号中「1万500円」とあるのは、「1万円」とする。

8 令和7年4月1日から令和9年3月31日までの間において、第2条の規定による改正前の杉並区職員の給与に関する条例第12条第2項第1号に規定する配偶者又はパートナーシップ関係の相手方を扶養する職員については、第2条による改正後の条例第12条第2項及び第3項の規定にかかわらず、当該職員に対し、次の各号に掲げる年度に限り、当該各号に定める月額を扶養手当を支給するものとする。

(1) 令和7年度 4,000円

(2) 令和8年度 2,000円

9 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

杉並区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表（抄）

第1条による改正（杉並区職員の給与に関する条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
<p>（初任給調整手当）</p> <p>第11条 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に掲げる額を超えない範囲内の額を、第1号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から40年以内、第2号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から5年以内、第3号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から3年以内の期間、採用の日（第1号に掲げる職に係るものにあつては、採用後特別区人事委員会規則（以下「人事委員会規則」という。）で定める期間を経過した日）から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。</p> <p>（1） 医療職給料表（一）の適用を受ける職員のうち、採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会が定めるもの 月額 <u>27万5,700円</u></p> <p>（2）及び（3） 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>（期末手当）</p>	<p>（初任給調整手当）</p> <p>第11条 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に掲げる額を超えない範囲内の額を、第1号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から40年以内、第2号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から5年以内、第3号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から3年以内の期間、採用の日（第1号に掲げる職に係るものにあつては、採用後特別区人事委員会規則（以下「人事委員会規則」という。）で定める期間を経過した日）から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。</p> <p>（1） 医療職給料表（一）の適用を受ける職員のうち、採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会が定めるもの 月額 <u>26万8,500円</u></p> <p>（2）及び（3） 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>（期末手当）</p>

第29条 略

2 期末手当の額は、職員の給与月額に100分の130を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第10条第1項の規定に基づき指定する職員の期末手当の額は、職員の給与月額に100分の112.5を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の130」とあるのは「100分の72.5」と、「100分の112.5」とあるのは「100分の63.75」とする。

4及び5 略

(勤勉手当)

第30条 略

2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に100分の122.5（第10条第1項の規定に基づき指定する職員にあつては100分の140）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

3 定年前再任用短時間勤務職員に対す

第29条 略

2 期末手当の額は、職員の給与月額に100分の120を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第10条第1項の規定に基づき指定する職員の期末手当の額は、職員の給与月額に100分の102.5を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」と、「100分の102.5」とあるのは「100分の58.75」とする。

4及び5 略

(勤勉手当)

第30条 略

2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に100分の112.5（第10条第1項の規定に基づき指定する職員にあつては100分の130）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

3 定年前再任用短時間勤務職員に対す

る前項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の60」と、「100分の140」とあるのは「100分の68.75」とする。

4～6 略

る前項の規定の適用については、同項中「100分の112.5」とあるのは「100分の55」と、「100分の130」とあるのは「100分の63.75」とする。

4～6 略

第2条による改正（杉並区職員の給与に関する条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
<p>(初任給調整手当)</p> <p>第11条 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に掲げる額を超えない範囲内の額を、第1号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から40年以内、第2号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から5年以内、第3号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から3年以内の期間、採用の日（第1号に掲げる職に係るものにあつては、採用後特別区人事委員会規則（以下「人事委員会規則」という。）で定める期間を経過した日）から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。</p> <p>(1) 医療職給料表（一）の適用を受ける職員のうち、採用による欠員の補充が困難であると認められる職で</p>	<p>(初任給調整手当)</p> <p>第11条 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に掲げる額を超えない範囲内の額を、第1号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から40年以内、第2号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から5年以内、第3号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から3年以内の期間、採用の日（第1号に掲げる職に係るものにあつては、採用後特別区人事委員会規則（以下「人事委員会規則」という。）で定める期間を経過した日）から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。</p> <p>(1) 医療職給料表（一）の適用を受ける職員のうち、採用による欠員の補充が困難であると認められる職で</p>

人事委員会が定めるもの 月額 3
1万5,200円
(2)及び(3) 略
2及び3 略
(扶養手当)
第12条 略
2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者
で他に生計の途がなく主としてその職
員の扶養を受けているものをいう。

- (1) 略
- (2) 略
- (3) 略
- (4) 略
- (5) 略

3 扶養手当の月額は、次の各号に掲げ

人事委員会が定めるもの 月額 2
7万5,700円
(2)及び(3) 略
2及び3 略
(扶養手当)
第12条 略
2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者
で他に生計の途がなく主としてその職
員の扶養を受けているものをいう。

- (1) 配偶者（届出をしないが事実上
婚姻関係と同様の事情にある者を含
む。以下同じ。）又はパートナーシ
ップ関係（双方又はいずれか一方が
性的指向が異性に限らない者又は性
自認が出生時に判定された性別と一
致しない者であり、互いを人生のパ
ートナーとして、相互の人権を尊重
し、日常生活において継続的に協
力し合うことを約した2者間の関係
その他の婚姻関係に相当すると任命
権者が認める2者間の関係をい
う。）の相手方（以下「パートナ
ーシップ関係の相手方」という。）

- (2) 略
- (3) 略
- (4) 略
- (5) 略
- (6) 略

3 扶養手当の月額は、次の各号に掲げ

る扶養親族の区分に応じて、扶養親族 1 人につき当該各号に掲げる額とする。

(1) 前項第 1 号に該当する扶養親族
(以下「扶養親族たる子」とい
う。) 1 万 5 0 0 円

(2) 前項第 2 号から第 5 号までに該
当する扶養親族 6, 0 0 0 円

4 略

第 1 3 条 新たに職員となつた者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を任命権者に届け出なければならない。

(1) 略

(2) 扶養親族たる要件を欠くに至つた者がある場合（扶養親族たる子又は前条第 2 項第 2 号若しくは第 4 号に該当する扶養親族が、満 2 2 歳に達した日以後の最初の 3 月 3 1 日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至つた場合を除く。）

2～4 略

(住居手当)

第 1 5 条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

(1) 略

る扶養親族の区分に応じて、扶養親族 1 人につき当該各号に掲げる額とする。

(1) 前項第 1 号及び第 3 号から第 6
号までに該当する扶養親族 6, 0
0 0 円

(2) 前項第 2 号に該当する扶養親族
(以下「扶養親族たる子」とい
う。) 9, 0 0 0 円

4 略

第 1 3 条 新たに職員となつた者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を任命権者に届け出なければならない。

(1) 略

(2) 扶養親族たる要件を欠くに至つた者がある場合（扶養親族たる子又は前条第 2 項第 3 号若しくは第 5 号に該当する扶養親族が、満 2 2 歳に達した日以後の最初の 3 月 3 1 日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至つた場合を除く。）

2～4 略

(住居手当)

第 1 5 条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

(1) 略

(2) 第16条の2第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）又はパートナーシップ関係（双方又はいずれか一方が性的指向が異性に限らない者又は性自認が出生時に判定された性別と一致しない者であり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常生活において継続的に協力し合うことを約した2者間の関係その他の婚姻関係に相当すると任命権者が認める2者間の関係をいう。）の相手方（以下「パートナーシップ関係の相手方」という。）（配偶者及びパートナーシップ関係の相手方のいずれもない職員にあつては、満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子）が現に居住する住宅（公舎等で規則で定めるものを除く。）に同居するときに世帯主となるものうち、当該住宅を借り受け、月額2万7,000円以上の家賃を支払っているもの

2及び3 略
(期末手当)
第29条 略

(2) 第16条の2第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者又はパートナーシップ関係の相手方

_____（配偶者及びパートナーシップ関係の相手方のいずれもない職員にあつては、満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子）が現に居住する住宅（公舎等で規則で定めるものを除く。）に同居するときに世帯主となるものうち、当該住宅を借り受け、月額2万7,000円以上の家賃を支払っているもの

2及び3 略
(期末手当)
第29条 略

- 2 期末手当の額は、職員の給与月額に 100分の125 を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第10条第1項の規定に基づき指定する職員の期末手当の額は、職員の給与月額に 100分の107.5 を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。
- 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の70」と、「100分の107.5」とあるのは「100分の61.25」とする。

4及び5 略

(勤勉手当)

第30条 略

- 2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に 100分の117.5 (第10条第1項の規定に基づき指定する職員にあつては 100分の135) を乗じて得た額の総額を超えてはならない。
- 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項

- 2 期末手当の額は、職員の給与月額に 100分の130 を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第10条第1項の規定に基づき指定する職員の期末手当の額は、職員の給与月額に 100分の112.5 を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。
- 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の130」とあるのは「100分の72.5」と、「100分の112.5」とあるのは「100分の63.75」とする。

4及び5 略

(勤勉手当)

第30条 略

- 2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に 100分の122.5 (第10条第1項の規定に基づき指定する職員にあつては 100分の140) を乗じて得た額の総額を超えてはならない。
- 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項

中「100分の117.5」とあるのは「100分の57.5」と、「100分の135」とあるのは「100分の66.25」とする。

4～6 略

中「100分の122.5」とあるのは「100分の60」と、「100分の140」とあるのは「100分の68.75」とする。

4～6 略

給与改定の概要

杉並区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

項 目	改 正 内 容																				
給 料 表 行政職給料表 (一) 行政職給料表 (二) 医療職給料表 (一) 医療職給料表 (二) 医療職給料表 (三)	別表第1及び別表第2 職員給与が民間従業員給与を下回る公民較差(11,029円、2.89%)を解消するため、給料月額を引き上げる。																				
初 任 給 調 整 手 当	医師及び歯科医師に係る手当額(月額) <table border="1" data-bbox="411 1003 1209 1131"> <thead> <tr> <th data-bbox="411 1003 683 1070">現 行</th> <th data-bbox="683 1003 946 1070">第1条による改正</th> <th data-bbox="946 1003 1209 1070">第2条による改正</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="411 1070 683 1131">最大 268,500円</td> <td data-bbox="683 1070 946 1131">最大 275,700円</td> <td data-bbox="946 1070 1209 1131">最大 315,200円</td> </tr> </tbody> </table>				現 行	第1条による改正	第2条による改正	最大 268,500円	最大 275,700円	最大 315,200円											
現 行	第1条による改正	第2条による改正																			
最大 268,500円	最大 275,700円	最大 315,200円																			
扶 養 手 当	配偶者等及び子に係る手当額(月額) <table border="1" data-bbox="411 1377 1406 1590"> <thead> <tr> <th data-bbox="411 1377 614 1444" rowspan="2"></th> <th data-bbox="614 1377 810 1444" rowspan="2">現 行</th> <th colspan="2" data-bbox="810 1377 1209 1411">経 過 措 置</th> <th data-bbox="1209 1377 1406 1444" rowspan="2">令 和 9 年 度</th> </tr> <tr> <th data-bbox="810 1411 1010 1444">令 和 7 年 度</th> <th data-bbox="1010 1411 1209 1444">令 和 8 年 度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="411 1444 614 1512">配偶者等</td> <td data-bbox="614 1444 810 1512">6,000円</td> <td data-bbox="810 1444 1010 1512">4,000円</td> <td data-bbox="1010 1444 1209 1512">2,000円</td> <td data-bbox="1209 1444 1406 1512">廃 止</td> </tr> <tr> <td data-bbox="411 1512 614 1590">子</td> <td data-bbox="614 1512 810 1590">9,000円</td> <td data-bbox="810 1512 1010 1590">9,500円</td> <td data-bbox="1010 1512 1209 1590">10,000円</td> <td data-bbox="1209 1512 1406 1590">10,500円</td> </tr> </tbody> </table>					現 行	経 過 措 置		令 和 9 年 度	令 和 7 年 度	令 和 8 年 度	配偶者等	6,000円	4,000円	2,000円	廃 止	子	9,000円	9,500円	10,000円	10,500円
	現 行	経 過 措 置		令 和 9 年 度																	
		令 和 7 年 度	令 和 8 年 度																		
配偶者等	6,000円	4,000円	2,000円	廃 止																	
子	9,000円	9,500円	10,000円	10,500円																	

期末手当
及び
勤勉手当

職員の支給月数

区分	現 行			第1条による改正 (令和6年度の支給月数)			第2条による改正 (令和7年度の支給月数)		
	期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計
6月期	1.20	1.125	2.325	1.20	1.125	2.325	1.25	1.175	2.425
12月期	1.20	1.125	2.325	1.30	1.225	2.525	1.25	1.175	2.425
合計	2.40	2.25	4.65	2.50	2.35	4.85	2.50	2.35	4.85

管理職員の支給月数

区分	現 行			第1条による改正 (令和6年度の支給月数)			第2条による改正 (令和7年度の支給月数)		
	期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計
6月期	1.025	1.30	2.325	1.025	1.30	2.325	1.075	1.35	2.425
12月期	1.025	1.30	2.325	1.125	1.40	2.525	1.075	1.35	2.425
合計	2.05	2.60	4.65	2.15	2.70	4.85	2.15	2.70	4.85

定年前再任用短時間勤務職員（暫定再任用職員を含む。）の支給月数

区分	現 行			第1条による改正 (令和6年度の支給月数)			第2条による改正 (令和7年度の支給月数)		
	期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計
6月期	0.675	0.55	1.225	0.675	0.55	1.225	0.70	0.575	1.275
12月期	0.675	0.55	1.225	0.725	0.60	1.325	0.70	0.575	1.275
合計	1.35	1.10	2.45	1.40	1.15	2.55	1.40	1.15	2.55

定年前再任用短時間勤務管理職員（暫定再任用管理職員を含む。）の支給月数

区分	現 行			第1条による改正 (令和6年度の支給月数)			第2条による改正 (令和7年度の支給月数)		
	期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計
6月期	0.5875	0.6375	1.225	0.5875	0.6375	1.225	0.6125	0.6625	1.275
12月期	0.5875	0.6375	1.225	0.6375	0.6875	1.325	0.6125	0.6625	1.275
合計	1.175	1.275	2.45	1.225	1.325	2.55	1.225	1.325	2.55

施行期日等

- 第1条による給料表、初任給調整手当並びに期末手当及び勤勉手当に係る改正は公布の日から施行し、改正後の給料表及び初任給調整手当に係る規定は令和6年4月1日から、期末手当及び勤勉手当に係る規定は同年12月1日から適用する。
- 第2条による初任給調整手当、扶養手当並びに期末手当及び勤勉手当に係る改正は、令和7年4月1日から施行する。
- 給料表の改正に伴い、昇格等による号給の対応関係に変更がある場合に号給の調整を行うことができること等とする。
- 扶養手当に係る改正について、必要な経過措置を設ける。

杉並区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和6年12月11日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区条例第33号

杉並区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

第1条 杉並区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年杉並区条例第18号）の一部を次のように改正する。

第16条第2項中「100分の120」を「100分の130」に改める。

第16条の2第2項中「100分の112.5」を「100分の122.5」に改める。

第30条第2項中「100分の120」を「100分の130」に改める。

第30条の2第2項中「100分の112.5」を「100分の122.5」に改める。

第2条 杉並区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第16条第2項中「100分の130」を「100分の125」に改める。

第16条の2第2項中「100分の122.5」を「100分の117.5」に改める。

第30条第2項中「100分の130」を「100分の125」に改める。

第30条の2第2項中「100分の122.5」を「100分の117.5」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の杉並区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関

する条例の規定は、令和6年12月1日から適用する。

- 3 第1条の規定による改正後の杉並区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定を適用する場合には、同条の規定による改正前の杉並区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、同条の規定による改正後の杉並区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定による給与の内払とみなす。

杉並区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する
条例新旧対照表

第1条による改正（杉並区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
<p>(フルタイム会計年度任用職員の期末手当)</p> <p>第16条 略</p> <p>2 期末手当の額は、第4条の規定により決定された給料の月額を基礎として規則等で定める額に<u>100分の130</u>を乗じて得た額に、規則等で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3及び4 略</p>	<p>(フルタイム会計年度任用職員の期末手当)</p> <p>第16条 略</p> <p>2 期末手当の額は、第4条の規定により決定された給料の月額を基礎として規則等で定める額に<u>100分の120</u>を乗じて得た額に、規則等で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3及び4 略</p>
<p>(フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当)</p> <p>第16条の2 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、第4条の規定により決定された給料の月額を基礎として規則等で定める額に<u>100分の122.5</u>を乗じて得た額に、勤務成績に応じて規則等で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3及び4 略</p>	<p>(フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当)</p> <p>第16条の2 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、第4条の規定により決定された給料の月額を基礎として規則等で定める額に<u>100分の112.5</u>を乗じて得た額に、勤務成績に応じて規則等で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3及び4 略</p>
<p>(パートタイム会計年度任用職員の期末手当)</p> <p>第30条 略</p>	<p>(パートタイム会計年度任用職員の期末手当)</p> <p>第30条 略</p>

2 期末手当の額は、第18条及び第19条の規定により決定された報酬の額を基礎として規則等で定める額に100分の130を乗じて得た額に、規則等で定める支給割合を乗じて得た額とする。

3及び4 略

(パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当)

第30条の2 略

2 勤勉手当の額は、第18条及び第19条の規定により決定された報酬の額を基礎として規則等で定める額に100分の122.5を乗じて得た額に、勤務成績に応じて規則等で定める支給割合を乗じて得た額とする。

3及び4 略

2 期末手当の額は、第18条及び第19条の規定により決定された報酬の額を基礎として規則等で定める額に100分の120を乗じて得た額に、規則等で定める支給割合を乗じて得た額とする。

3及び4 略

(パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当)

第30条の2 略

2 勤勉手当の額は、第18条及び第19条の規定により決定された報酬の額を基礎として規則等で定める額に100分の112.5を乗じて得た額に、勤務成績に応じて規則等で定める支給割合を乗じて得た額とする。

3及び4 略

第2条による改正 (杉並区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

新 条 例	旧 条 例
(フルタイム会計年度任用職員の期末手当)	(フルタイム会計年度任用職員の期末手当)
第16条 略	第16条 略
2 期末手当の額は、第4条の規定により決定された給料の月額を基礎として規則等で定める額に <u>100分の125</u> を乗じて得た額に、規則等で定める支	2 期末手当の額は、第4条の規定により決定された給料の月額を基礎として規則等で定める額に <u>100分の130</u> を乗じて得た額に、規則等で定める支

給割合を乗じて得た額とする。

3及び4 略

(フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当)

第16条の2 略

2 勤勉手当の額は、第4条の規定により決定された給料の月額を基礎として規則等で定める額に100分の117.5を乗じて得た額に、勤務成績に応じて規則等で定める支給割合を乗じて得た額とする。

3及び4 略

(パートタイム会計年度任用職員の期末手当)

第30条 略

2 期末手当の額は、第18条及び第19条の規定により決定された報酬の額を基礎として規則等で定める額に100分の125を乗じて得た額に、規則等で定める支給割合を乗じて得た額とする。

3及び4 略

(パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当)

第30条の2 略

2 勤勉手当の額は、第18条及び第19条の規定により決定された報酬の額を基礎として規則等で定める額に100分の117.5を乗じて得た額に、

給割合を乗じて得た額とする。

3及び4 略

(フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当)

第16条の2 略

2 勤勉手当の額は、第4条の規定により決定された給料の月額を基礎として規則等で定める額に100分の122.5を乗じて得た額に、勤務成績に応じて規則等で定める支給割合を乗じて得た額とする。

3及び4 略

(パートタイム会計年度任用職員の期末手当)

第30条 略

2 期末手当の額は、第18条及び第19条の規定により決定された報酬の額を基礎として規則等で定める額に100分の130を乗じて得た額に、規則等で定める支給割合を乗じて得た額とする。

3及び4 略

(パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当)

第30条の2 略

2 勤勉手当の額は、第18条及び第19条の規定により決定された報酬の額を基礎として規則等で定める額に100分の122.5を乗じて得た額に、

勤務成績に応じて規則等で定める支給
割合を乗じて得た額とする。

3 及び 4 略

勤務成績に応じて規則等で定める支給
割合を乗じて得た額とする。

3 及び 4 略

給与改定の概要

杉並区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を
改正する条例

項 目	改 正 内 容									
期 末 手 当 及 び 勤 勉 手 当	支給月数									
	現 行			第 1 条による改正 (令和 6 年度の支給月数)			第 2 条による改正 (令和 7 年度の支給月数)			
	区 分	期 末	勤 勉	合 計	期 末	勤 勉	合 計	期 末	勤 勉	合 計
	6 月 期	1. 20	1. 125	2. 325	1. 20	1. 125	2. 325	<u>1. 25</u>	<u>1. 175</u>	<u>2. 425</u>
	12 月 期	1. 20	1. 125	2. 325	<u>1. 30</u>	<u>1. 225</u>	<u>2. 525</u>	<u>1. 25</u>	<u>1. 175</u>	<u>2. 425</u>
	合 計	2. 40	2. 25	4. 65	<u>2. 50</u>	<u>2. 35</u>	<u>4. 85</u>	2. 50	2. 35	4. 85
施行期日等	<p>1 第 1 条による期末手当及び勤勉手当に係る改正は公布の日から施行し、改正後の期末手当及び勤勉手当に係る規定は令和 6 年 1 2 月 1 日から適用する。</p> <p>2 第 2 条による期末手当及び勤勉手当に係る改正は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。</p>									

杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和6年12月11日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区条例第34号

杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成12年杉並区条例第18号）の一部を次のように改正する。

第27条第2項中「100分の120」を「100分の130」に改め、同項ただし書中「100分の102.5」を「100分の112.5」に改め、同条第3項中「100分の120」を「100分の130」に、「100分の67.5」を「100分の72.5」に、「100分の102.5」を「100分の112.5」に、「100分の58.75」を「100分の63.75」に改める。

第30条第2項中「100分の112.5」を「100分の122.5」に、「100分の130」を「100分の140」に改め、同条第3項中「100分の112.5」を「100分の122.5」に、「100分の55」を「100分の60」に、「100分の130」を「100分の140」に、「100分の63.75」を「100分の68.75」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第6条関係）

幼稚園教育職員給料表

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	206,300	285,200	326,500	359,500
	2	208,400	287,200	328,300	362,100
	3	210,600	289,100	330,200	364,700
	4	212,800	290,800	332,100	367,300
	5	215,200	292,900	334,000	369,900
	6	217,300	294,700	335,700	372,500
	7	219,500	296,100	337,800	375,000
	8	221,600	297,500	339,600	377,400
	9	224,100	299,300	341,500	379,800
	10	226,200	300,900	343,400	381,700
	11	228,500	302,600	345,400	383,600
	12	230,900	304,200	347,200	385,500
	13	233,000	305,600	349,100	387,700
	14	234,800	307,300	350,800	389,600
	15	236,500	309,100	352,800	391,400
	16	237,900	310,500	354,800	393,400
	17	239,400	311,900	356,800	395,500
	18	241,000	314,200	359,200	397,300
	19	242,200	316,500	361,700	398,900
	20	243,800	318,800	364,200	400,300
	21	245,000	321,100	366,700	402,000
	22	246,000	322,600	368,300	403,500
	23	247,200	324,500	370,200	404,900
	24	248,300	326,400	372,100	406,100
	25	249,600	328,200	373,900	407,400
	26	250,300	330,000	375,500	408,700
	27	251,600	331,600	377,300	410,000
	28	252,800	333,100	378,900	411,300
	29	254,100	334,900	380,500	412,400
	30	255,500	336,400	382,100	413,500
	31	256,500	338,000	383,700	414,600
	32	258,000	339,500	385,300	415,700

33	259,300	341,200	387,000	416,800
34	260,700	342,800	388,400	417,700
35	261,900	344,500	389,900	418,700
36	263,400	346,300	391,000	419,500
37	264,600	347,500	392,000	420,300
38	266,000	349,000	393,200	421,200
39	267,200	350,600	394,300	421,900
40	268,600	352,100	395,100	422,700
41	270,200	353,200	396,000	423,500
42	271,400	354,600	396,900	424,300
43	273,000	356,000	397,900	425,200
44	274,500	357,200	398,700	426,000
45	276,100	358,300	399,400	426,700
46	277,700	359,600	400,000	427,400
47	279,200	360,900	400,800	428,100
48	280,800	362,200	401,500	428,700
49	282,000	363,400	402,300	429,300
50	283,500	364,600	402,900	430,000
51	285,000	365,700	403,600	430,600
52	286,400	366,900	404,400	431,100
53	288,200	368,000	405,100	431,600
54	289,500	369,100	405,900	432,200
55	290,900	370,100	406,700	432,700
56	292,600	371,100	407,400	433,300
57	294,500	372,000	407,900	433,900
58	296,400	372,900	408,600	434,400
59	298,400	373,800	409,200	435,000
60	300,400	374,700	409,900	435,600
61	302,500	375,500	410,500	436,100
62	304,000	376,400	411,100	436,600
63	305,800	377,200	411,700	437,100
64	307,600	377,900	412,300	437,700
65	309,600	378,700	412,800	438,100
66	311,200	379,500	413,300	438,600
67	312,900	380,100	413,900	439,100
68	314,500	380,900	414,500	439,500

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員

69	316,300	381,700	415,100	440,000
70	317,900	382,300	415,600	440,500
71	319,500	383,000	416,200	441,000
72	321,100	383,900	416,800	441,500
73	322,600	384,700	417,300	441,900
74	324,200	385,400	417,900	442,400
75	325,800	386,000	418,400	442,900
76	327,400	386,700	419,000	443,400
77	328,900	387,300	419,400	443,800
78	330,400	387,900	419,900	444,200
79	331,800	388,400	420,400	444,700
80	333,200	389,000	420,900	445,200
81	334,600	389,600	421,400	445,700
82	336,000	390,100	421,900	446,200
83	337,300	390,700	422,400	446,700
84	338,500	391,300	422,900	447,100
85	339,700	391,900	423,300	447,600
86	341,000	392,500	423,700	448,000
87	342,400	393,000	424,200	448,400
88	343,600	393,600	424,700	448,800
89	344,800	394,100	425,200	449,100
90	346,000	394,500	425,600	449,400
91	347,200	395,100	426,100	449,800
92	348,300	395,600	426,600	450,200
93	349,400	396,100	427,000	450,600
94	350,400	396,600	427,400	451,000
95	351,400	397,100	427,800	451,400
96	352,400	397,600	428,200	451,800
97	353,400	398,000	428,600	452,100
98	354,300	398,400	428,900	452,400
99	355,100	398,900	429,300	452,800
100	355,800	399,400	429,700	453,200
101	356,500	399,900	430,100	453,600
102	357,200	400,400	430,500	
103	357,900	400,900	430,900	
104	358,400	401,400	431,300	

105	359,000	401,900	431,600	
106	359,500	402,400	432,000	
107	360,000	402,900	432,400	
108	360,600	403,400	432,800	
109	361,300	403,800	433,100	
110	361,800	404,200	433,500	
111	362,300	404,700	433,900	
112	362,800	405,200	434,300	
113	363,300	405,700	434,600	
114	363,800	406,100		
115	364,300	406,500		
116	364,800	406,900		
117	365,200	407,300		
118	365,600	407,700		
119	366,100	408,100		
120	366,600	408,500		
121	367,100	408,900		
122	367,600	409,200		
123	368,100	409,600		
124	368,500	410,000		
125	368,900	410,400		
126	369,200	410,800		
127	369,600	411,200		
128	370,000	411,600		
129	370,300	411,900		
130	370,500			
131	370,900			
132	371,300			
133	371,700			
134	372,000			
135	372,400			
136	372,800			
137	373,200			
138	373,600			
139	374,000			
140	374,400			

	141	374,700			
	142	375,100			
	143	375,500			
	144	375,800			
	145	376,200			
	146	376,600			
	147	377,000			
	148	377,400			
	149	377,800			
	150	378,200			
	151	378,600			
	152	379,000			
	153	379,300			
	154	379,700			
	155	380,100			
	156	380,500			
	157	380,900			
	158	381,300			
	159	381,700			
	160	382,100			
	161	382,500			
	162	382,900			
	163	383,300			
	164	383,700			
	165	384,000			
	166	384,400			
	167	384,700			
	168	385,100			
	169	385,500			
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円
		233,100	272,300	295,900	335,200

第2条 杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第11条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げ、同条第3項各号を次のように改める。

(1) 前項第1号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）

1万500円

(2) 前項第2号から第5号までに該当する扶養親族 6,000円

第12条第1項第2号中「前条第2項第3号若しくは第5号」を「前条第2項第2号若しくは第4号」に改める。

第27条第2項中「100分の130」を「100分の125」に改め、同項ただし書中「100分の112.5」を「100分の107.5」に改め、同条第3項中「100分の130」を「100分の125」に、「100分の72.5」を「100分の70」に、「100分の112.5」を「100分の107.5」に、「100分の63.75」を「100分の61.25」に改める。

第30条第2項中「100分の122.5」を「100分の117.5」に、「100分の140」を「100分の135」に改め、同条第3項中「100分の122.5」を「100分の117.5」に、「100分の60」を「100分の57.5」に、「100分の140」を「100分の135」に、「100分の68.75」を「100分の66.25」に改める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び附則第6項から第8項までの規定は、令和7年4月1日から施行する。

2 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から適用する。

(1) 第1条の規定（第27条第2項及び第3項並びに第30条第2項及び第3項の改正規定を除く。）による改正後の杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例の規定 令和6年4月1日

(2) 第1条の規定（第27条第2項及び第3項並びに第30条第2項及び第3項の改正規定に限る。）による改正後の杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例の規定 令和6年12月1日

3 令和6年4月1日からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日

までの間において、第1条の規定による改正前の杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員のうち、特別区人事委員会（以下「人事委員会」という。）の定める職員の第1条の規定による改正後の杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例（以下「第1条による改正後の条例」という。）の規定による当該適用又は異動の日における号給は、人事委員会が定める。

- 4 施行日から令和7年3月31日までの間において、第1条による改正後の条例の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員の当該適用又は異動の日における号給については、当該適用又は異動について、まず改正前の条例の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から第1条による改正後の条例の規定が適用されるものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
- 5 第1条による改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、第1条による改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。
- 6 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間における第2条の規定による改正後の杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例（以下「第2条による改正後の条例」という。）第11条第3項の規定の適用については、同項第1号中「1万500円」とあるのは、「9,500円」とする。
- 7 令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間における第2条による改正後の条例第11条第3項の規定の適用については、同項第1号中「1万500円」とあるのは、「1万円」とする。
- 8 令和7年4月1日から令和9年3月31日までの間において、第2条の規定による改正前の杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例第11条第2項第1号に規定する配偶者又はパートナーシップ関係の相手方を扶養する職員については、第2条による改正後の条例第11条第2項及び第3項の規定にかかわらず、当該職員に対し、次の各号に掲げる年度に限り、当該各号に定める月額の手当を

支給するものとする。

(1) 令和7年度 4,000円

(2) 令和8年度 2,000円

9 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表
(抄)

第1条による改正（杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
<p>(期末手当)</p> <p>第27条 略</p> <p>2 期末手当の額は、職員の給与月額に <u>100分の130</u> を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員の期末手当の額は、職員の給与月額に <u>100分の112.5</u> を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の130</u>」とあるのは「<u>100分の72.5</u>」と、「<u>100分の112.5</u>」とあるのは「<u>100分の63.75</u>」とする。</p> <p>4～6 略</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第30条 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第27条 略</p> <p>2 期末手当の額は、職員の給与月額に <u>100分の120</u> を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員の期末手当の額は、職員の給与月額に <u>100分の102.5</u> を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の67.5</u>」と、「<u>100分の102.5</u>」とあるのは「<u>100分の58.75</u>」とする。</p> <p>4～6 略</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第30条 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額</p>

とする。この場合において、教育委員会が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に100分の122.5（第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては100分の140）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の60」と、「100分の140」とあるのは「100分の68.75」とする。

4～7 略

とする。この場合において、教育委員会が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に100分の112.5（第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては100分の130）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の112.5」とあるのは「100分の55」と、「100分の130」とあるのは「100分の63.75」とする。

4～7 略

第2条による改正（杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
<p>(扶養手当)</p> <p>第11条 略</p> <p>2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計のみちがなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。</p>	<p>(扶養手当)</p> <p>第11条 略</p> <p>2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計のみちがなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。</p> <p>(1) <u>配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）又はパートナーシップ関係（双方又はいずれか一方が性的指向が異性に限らない者又は性自認が出生時に判定された性別と一</u></p>

- (1) 略
- (2) 略
- (3) 略
- (4) 略
- (5) 略

3 扶養手当の月額、次の各号に掲げる扶養親族の区分に応じて、扶養親族1人につき当該各号に掲げる額とする。

- (1) 前項第1号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。） 1万500円
- (2) 前項第2号から第5号までに該当する扶養親族 6,000円

4 略

第12条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

致しない者であり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常生活において継続的に協力し合うことを約した2者間の関係その他の婚姻関係に相当すると教育委員会が認める2者間の関係をいう。）の相手方

- (2) 略
- (3) 略
- (4) 略
- (5) 略
- (6) 略

3 扶養手当の月額、次の各号に掲げる扶養親族の区分に応じて、扶養親族1人につき当該各号に掲げる額とする。

- (1) 前項第1号及び第3号から第6号までに該当する扶養親族 6,000円
- (2) 前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。） 9,000円

4 略

第12条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

- (1) 略
- (2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第2号若しくは第4号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）

2～4 略

(期末手当)

第27条 略

- 2 期末手当の額は、職員の給与月額に100分の125を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員の期末手当の額は、職員の給与月額に100分の107.5を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。
- 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の70」と、「100分の107.5」とあるのは「100分の61.25」とする。

4～6 略

(勤勉手当)

第30条 略

- (1) 略
- (2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）

2～4 略

(期末手当)

第27条 略

- 2 期末手当の額は、職員の給与月額に100分の130を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員の期末手当の額は、職員の給与月額に100分の112.5を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。
- 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の130」とあるのは「100分の72.5」と、「100分の112.5」とあるのは「100分の63.75」とする。

4～6 略

(勤勉手当)

第30条 略

2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、教育委員会が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に100分の117.5（第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては100分の135）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の117.5」とあるのは「100分の57.5」と、「100分の135」とあるのは「100分の66.25」とする。

4～7 略

2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、教育委員会が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に100分の122.5（第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては100分の140）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の60」と、「100分の140」とあるのは「100分の68.75」とする。

4～7 略

給与改定の概要

杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

項目	改正内容									
給料表	別表第1 職員給与が民間従業員給与を下回る公民較差（11,029円、2.89%）を解消するため、給料月額を引き上げる。									
扶養手当	配偶者等及び子に係る手当額（月額）									
		現行			経過措置			令和9年度		
					令和7年度		令和8年度			
	配偶者等	6,000円			4,000円		2,000円		廃止	
子	9,000円			9,500円		10,000円		10,500円		
期末手当 及び 勤勉手当	職員の支給月数									
		現行			第1条による改正 (令和6年度の支給月数)			第2条による改正 (令和7年度の支給月数)		
	区分	期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計
	6月期	1.20	1.125	2.325	1.20	1.125	2.325	<u>1.25</u>	<u>1.175</u>	<u>2.425</u>
	12月期	1.20	1.125	2.325	<u>1.30</u>	<u>1.225</u>	<u>2.525</u>	<u>1.25</u>	<u>1.175</u>	<u>2.425</u>
	合計	2.40	2.25	4.65	<u>2.50</u>	<u>2.35</u>	<u>4.85</u>	2.50	2.35	4.85
	管理職員の支給月数									
		現行			第1条による改正 (令和6年度の支給月数)			第2条による改正 (令和7年度の支給月数)		
	区分	期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計
	6月期	1.025	1.30	2.325	1.025	1.30	2.325	<u>1.075</u>	<u>1.35</u>	<u>2.425</u>
	12月期	1.025	1.30	2.325	<u>1.125</u>	<u>1.40</u>	<u>2.525</u>	<u>1.075</u>	<u>1.35</u>	<u>2.425</u>
	合計	2.05	2.60	4.65	<u>2.15</u>	<u>2.70</u>	<u>4.85</u>	2.15	2.70	4.85
	定年前再任用短時間勤務職員（暫定再任用職員を含む。）の支給月数									
		現行			第1条による改正 (令和6年度の支給月数)			第2条による改正 (令和7年度の支給月数)		
区分	期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計	
6月期	0.675	0.55	1.225	0.675	0.55	1.225	<u>0.70</u>	<u>0.575</u>	<u>1.275</u>	
12月期	0.675	0.55	1.225	<u>0.725</u>	<u>0.60</u>	<u>1.325</u>	<u>0.70</u>	<u>0.575</u>	<u>1.275</u>	
合計	1.35	1.10	2.45	<u>1.40</u>	<u>1.15</u>	<u>2.55</u>	1.40	1.15	2.55	
定年前再任用短時間勤務管理職員（暫定再任用管理職員を含む。）の支給月数										
	現行			第1条による改正 (令和6年度の支給月数)			第2条による改正 (令和7年度の支給月数)			
区分	期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計	
6月期	0.5875	0.6375	1.225	0.5875	0.6375	1.225	<u>0.6125</u>	<u>0.6625</u>	<u>1.275</u>	
12月期	0.5875	0.6375	1.225	<u>0.6375</u>	<u>0.6875</u>	<u>1.325</u>	<u>0.6125</u>	<u>0.6625</u>	<u>1.275</u>	
合計	1.175	1.275	2.45	<u>1.225</u>	<u>1.325</u>	<u>2.55</u>	1.225	1.325	2.55	
施行期日等	<ol style="list-style-type: none"> 第1条による給料表並びに期末手当及び勤勉手当に係る改正は公布の日から施行し、改正後の給料表に係る規定は令和6年4月1日から、期末手当及び勤勉手当に係る規定は同年12月1日から適用する。 第2条による扶養手当並びに期末手当及び勤勉手当に係る改正は、令和7年4月1日から施行する。 給料表の改正に伴い、昇格等による号給の対応関係に変更がある場合に号給の調整を行うことができること等とする。 扶養手当に係る改正について、必要な経過措置を設ける。 									

杉並区学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和6年12月11日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区条例第35号

杉並区学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 杉並区学校教育職員の給与に関する条例（平成19年杉並区条例第11号）の一部を次のように改正する。

第29条第2項中「100分の120」を「100分の130」に改め、同項ただし書中「100分の102.5」を「100分の112.5」に改め、同条第3項中「100分の120」を「100分の130」に、「100分の67.5」を「100分の72.5」に、「100分の102.5」を「100分の112.5」に、「100分の58.75」を「100分の63.75」に改める。

第32条第2項中「100分の112.5」を「100分の122.5」に、「100分の130」を「100分の140」に改め、同条第3項中「100分の112.5」を「100分の122.5」に、「100分の55」を「100分の60」に、「100分の130」を「100分の140」に、「100分の63.75」を「100分の68.75」に改める。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第7条関係）

学校教育職員給料表

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	191,400	225,600	279,600	300,700	353,600
	2	192,700	227,600	281,500	302,500	355,700
	3	194,000	229,600	283,300	304,300	357,800
	4	195,300	231,600	285,000	306,100	359,900
	5	196,700	233,600	286,700	308,000	362,000
	6	198,300	235,700	288,500	309,800	364,000
	7	200,000	237,700	290,200	311,600	365,900
	8	201,800	239,700	292,000	313,400	367,700
	9	203,600	241,700	293,800	315,300	369,500
	10	205,500	243,500	295,600	317,300	371,300
	11	207,500	245,300	297,400	319,400	373,200
	12	209,600	247,100	299,200	321,500	375,100
	13	211,600	248,900	301,000	323,600	377,000
	14	213,500	250,700	302,800	325,700	378,800
	15	215,500	252,500	304,600	327,900	380,600
	16	217,500	254,300	306,400	330,100	382,500
	17	219,600	256,200	308,200	332,200	384,400
	18	221,900	258,200	310,200	334,100	386,200
	19	224,200	260,100	312,300	336,000	388,100
	20	226,500	262,000	314,400	337,800	389,900
	21	228,800	263,800	316,400	339,500	391,700
	22	229,700	265,500	318,300	341,300	393,600
	23	230,600	267,100	320,200	343,100	395,400
	24	231,500	268,700	322,000	344,900	397,200
	25	232,300	270,200	323,800	346,700	399,000
	26	233,200	271,800	325,600	348,500	400,800
	27	234,100	273,400	327,400	350,300	402,600
	28	235,000	274,900	329,200	352,100	404,400
	29	235,900	276,400	330,900	353,900	406,200
	30	236,800	277,900	332,600	355,700	408,000
	31	237,700	279,500	334,400	357,400	409,800
	32	238,600	281,100	336,100	359,200	411,600
	33	239,500	282,600	337,800	361,000	413,400
	34	240,500	284,200	339,500	362,800	415,200
	35	241,500	285,700	341,300	364,600	417,000
	36	242,500	287,200	343,000	366,300	418,700
	37	243,500	288,700	344,700	368,100	420,400
	38	244,500	290,200	346,400	369,900	422,200
	39	245,500	291,700	348,100	371,700	423,900
	40	246,500	293,300	349,800	373,500	425,600
	41	247,600	294,800	351,500	375,200	427,300
	42	248,900	296,400	353,200	376,900	429,000
	43	250,300	297,900	354,800	378,600	430,700
	44	251,700	299,400	356,400	380,300	432,400

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員

45	253,100	300,900	358,000	382,000	434,100
46	254,200	302,400	359,600	383,700	435,800
47	255,200	303,900	361,200	385,300	437,500
48	256,200	305,400	362,800	386,900	439,200
49	257,200	307,000	364,400	388,500	440,900
50	258,200	308,500	366,000	390,100	442,600
51	259,200	310,000	367,600	391,700	444,200
52	260,200	311,500	369,200	393,300	445,800
53	261,200	313,000	370,700	394,900	447,300
54	262,200	314,500	372,200	396,500	448,800
55	263,200	316,000	373,800	398,000	450,300
56	264,200	317,500	375,300	399,500	451,800
57	265,100	319,000	376,800	401,000	453,200
58	266,100	320,500	378,200	402,500	454,600
59	267,100	322,000	379,600	403,900	456,000
60	268,000	323,500	381,000	405,300	457,400
61	268,900	325,000	382,300	406,600	458,700
62	269,800	326,500	383,500	407,900	460,000
63	270,700	328,000	384,700	409,300	461,200
64	271,700	329,400	385,800	410,700	462,300
65	272,600	330,800	386,800	412,000	463,300
66	273,600	332,200	387,800	413,300	464,300
67	274,500	333,600	388,700	414,700	465,200
68	275,400	335,000	389,600	416,000	466,100
69	276,300	336,300	390,400	417,200	467,000
70	277,200	337,600	391,300	418,400	467,900
71	278,100	338,800	392,100	419,600	468,700
72	279,100	340,000	392,900	420,900	469,400
73	280,000	341,200	393,600	422,100	470,100
74	280,900	342,400	394,300	423,200	470,700
75	281,800	343,600	394,900	424,400	471,300
76	282,600	344,800	395,500	425,500	471,800
77	283,400	345,900	396,000	426,500	472,300
78	284,300	347,100	396,600	427,500	472,800
79	285,200	348,200	397,100	428,500	473,300
80	286,000	349,200	397,600	429,500	473,800
81	286,800	350,200	398,100	430,500	474,300
82	287,600	351,200	398,600	431,400	474,800
83	288,400	352,100	399,000	432,300	475,300
84	289,200	353,000	399,400	433,100	475,800
85	290,000	353,900	399,700	433,800	476,300
86	290,800	354,700	400,100	434,300	476,800
87	291,600	355,500	400,500	434,700	477,300
88	292,300	356,200	400,900	435,100	477,800
89	293,000	356,800	401,300	435,500	478,300
90	293,700	357,500	401,700	436,000	478,800
91	294,400	358,100	402,100	436,400	479,300
92	295,100	358,600	402,500	436,800	479,800

93	295,800	359,100	402,900	437,100	480,300
94	296,500	359,700	403,300	437,500	480,800
95	297,200	360,300	403,700	437,900	481,300
96	297,900	360,800	404,100	438,300	481,800
97	298,600	361,300	404,500	438,700	482,300
98	299,300	361,900	404,900	439,100	482,800
99	300,000	362,400	405,300	439,500	483,300
100	300,600	362,900	405,700	439,900	483,800
101	301,200	363,300	406,100	440,300	484,300
102	301,900	363,800	406,500	440,700	
103	302,600	364,300	406,900	441,100	
104	303,200	364,800	407,300	441,500	
105	303,800	365,300	407,700	441,900	
106	304,400	365,700	408,100	442,300	
107	305,000	366,100	408,500	442,700	
108	305,500	366,500	408,900	443,100	
109	306,000	366,900	409,200	443,500	
110	306,600	367,300	409,600	443,900	
111	307,200	367,600	409,900	444,300	
112	307,700	367,900	410,300	444,700	
113	308,200	368,200	410,700	445,100	
114	308,700	368,600	411,100	445,500	
115	309,200	368,900	411,500	445,900	
116	309,700	369,200	411,900	446,300	
117	310,100	369,500	412,200	446,700	
118	310,600	369,900	412,600	447,100	
119	311,100	370,200	412,900	447,500	
120	311,600	370,500	413,300	447,900	
121	312,000	370,800	413,700	448,300	
122	312,400	371,200	414,100	448,700	
123	312,800	371,500	414,400	449,100	
124	313,200	371,800	414,800	449,500	
125	313,600	372,100	415,200	449,900	
126	314,000	372,500	415,600	450,300	
127	314,300	372,800	416,000	450,700	
128	314,600	373,100	416,400	451,100	
129	314,900	373,400	416,700	451,500	
130	315,300	373,800	417,100	451,900	
131	315,600	374,100	417,500	452,300	
132	315,900	374,400	417,900	452,700	
133	316,200	374,700	418,200	453,100	
134	316,500	375,100	418,600		
135	316,900	375,400	419,000		
136	317,200	375,700	419,400		
137	317,500	376,000	419,700		
138	317,900	376,400	420,100		
139	318,200	376,700	420,500		
140	318,500	377,000	420,800		

	141	318,800	377,300	421,100		
	142	319,200	377,600	421,500		
	143	319,500	377,900	421,900		
	144	319,800	378,200	422,200		
	145	320,100	378,500	422,500		
	146	320,500	378,800	422,900		
	147	320,800	379,100	423,300		
	148	321,100	379,400	423,600		
	149	321,400	379,700	423,900		
	150	321,800	380,000			
	151	322,100	380,300			
	152	322,400	380,600			
	153	322,700	380,900			
	154	323,000	381,200			
	155	323,300	381,500			
	156	323,600	381,800			
	157	323,900	382,100			
	158	324,200	382,400			
	159	324,500	382,700			
	160	324,800	383,000			
	161	325,100	383,300			
	162	325,400	383,600			
	163	325,700	383,900			
	164	326,000	384,200			
	165	326,300	384,500			
	166	326,600	384,800			
	167	326,900	385,100			
	168	327,200	385,400			
	169	327,500	385,700			
	170		386,000			
	171		386,300			
	172		386,600			
	173		386,900			
	174		387,200			
	175		387,500			
	176		387,800			
	177		388,100			
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円
		223,500	262,600	281,300	299,600	330,700

第2条 杉並区学校教育職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第14条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げ、同条第3項各号を次のように改める。

(1) 前項第1号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）

1万500円

(2) 前項第2号から第5号までに該当する扶養親族 6,000円

第15条第1項第2号中「前条第2項第3号若しくは第5号」を「前条第2項第2号若しくは第4号」に改める。

第17条第1項第2号中「、配偶者又はパートナーシップ関係の相手方」を「、配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）又はパートナーシップ関係（双方又はいずれか一方が性的指向が異性に限らない者又は性自認が出生時に判定された性別と一致しない者であり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常の生活において継続的に協力し合うことを約した2者間の関係その他の婚姻関係に相当すると教育委員会が認める2者間の関係をいう。）の相手方（以下「パートナーシップ関係の相手方」という。）」に改める。

第29条第2項中「100分の130」を「100分の125」に改め、同項ただし書中「100分の112.5」を「100分の107.5」に改め、同条第3項中「100分の130」を「100分の125」に、「100分の72.5」を「100分の70」に、「100分の112.5」を「100分の107.5」に、「100分の63.75」を「100分の61.25」に改める。

第32条第2項中「100分の122.5」を「100分の117.5」に、「100分の140」を「100分の135」に改め、同条第3項中「100分の122.5」を「100分の117.5」に、「100分の60」を「100分の57.5」に、「100分の140」を「100分の135」に、「100分の68.75」を「100分の66.25」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び附則第6項から第8項までの規定は、令和7年4月1日から施行する。

- 2 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から適用する。
 - (1) 第1条の規定（第29条第2項及び第3項並びに第32条第2項及び第3項の改正規定を除く。）による改正後の杉並区学校教育職員の給与に関する条例の規定 令和6年4月1日
 - (2) 第1条の規定（第29条第2項及び第3項並びに第32条第2項及び第3項の改正規定に限る。）による改正後の杉並区学校教育職員の給与に関する条例の規定 令和6年12月1日
- 3 令和6年4月1日からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、第1条の規定による改正前の杉並区学校教育職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員のうち、特別区人事委員会（以下「人事委員会」という。）の承認を得て杉並区教育委員会（以下「教育委員会」という。）の定める職員の第1条の規定による改正後の杉並区学校教育職員の給与に関する条例（以下「第1条による改正後の条例」という。）の規定による当該適用又は異動の日における号給は、人事委員会の承認を得て教育委員会が定める。
- 4 施行日から令和7年3月31日までの間において、第1条による改正後の条例の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員の当該適用又は異動の日における号給については、当該適用又は異動について、まず改正前の条例の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から第1条による改正後の条例の規定が適用されるものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、人事委員会の承認を得て教育委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
- 5 第1条による改正後の条例の規定を適用する場合には、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、第1条による改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。
- 6 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間における第2条の規定による改正後の杉並区学校教育職員の給与に関する条例（以下「第2条による改正後の条例」という。）第14条第3項の規定の適用については、同項第1号中「1

万500円」とあるのは、「9,500円」とする。

7 令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間における第2条による改正後の条例第14条第3項の規定の適用については、同項第1号中「1万500円」とあるのは、「1万円」とする。

8 令和7年4月1日から令和9年3月31日までの間において、第2条の規定による改正前の杉並区学校教育職員の給与に関する条例第14条第2項第1号に規定する配偶者又はパートナーシップ関係の相手方を扶養する職員については、第2条による改正後の条例第14条第2項及び第3項の規定にかかわらず、当該職員に対し、次の各号に掲げる年度に限り、当該各号に定める月額を扶養手当を支給するものとする。

(1) 令和7年度 4,000円

(2) 令和8年度 2,000円

9 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会の承認を得て教育委員会が定める。

杉並区学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表
(抄)

第1条による改正（杉並区学校教育職員の給与に関する条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
<p>(期末手当)</p> <p>第29条 略</p> <p>2 期末手当の額は、職員の給与月額に<u>100分の130</u>を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第13条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員の期末手当の額は、職員の給与月額に<u>100分の112.5</u>を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の130</u>」とあるのは「<u>100分の72.5</u>」と、「<u>100分の112.5</u>」とあるのは「<u>100分の63.75</u>」とする。</p> <p>4～6 略</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第32条 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第29条 略</p> <p>2 期末手当の額は、職員の給与月額に<u>100分の120</u>を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第13条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員の期末手当の額は、職員の給与月額に<u>100分の102.5</u>を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の67.5</u>」と、「<u>100分の102.5</u>」とあるのは「<u>100分の58.75</u>」とする。</p> <p>4～6 略</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第32条 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額</p>

とする。この場合において、教育委員会が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に100分の122.5（第13条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては100分の140）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の60」と、「100分の140」とあるのは「100分の68.75」とする。

4～7 略

とする。この場合において、教育委員会が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に100分の112.5（第13条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては100分の130）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の112.5」とあるのは「100分の55」と、「100分の130」とあるのは「100分の63.75」とする。

4～7 略

第2条による改正（杉並区学校教育職員の給与に関する条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
<p>(扶養手当)</p> <p>第14条 略</p> <p>2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計のみちがなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。</p>	<p>(扶養手当)</p> <p>第14条 略</p> <p>2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計のみちがなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。</p> <p>(1) <u>配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）又はパートナーシップ関係（双方又はいずれか一方が性的指向が異性に限らない者又は性自認が出生時に判定された性別と一</u></p>

	<p><u>致しない者であり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常生活において継続的に協力し合うことを約した2者間の関係その他の婚姻関係に相当すると教育委員会が認める2者間の関係をいう。）の相手方（以下「パートナーシップ関係の相手方」という。）</u></p>
<p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p>	<p>(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 略</p>
<p>3 扶養手当の月額は、次の各号に掲げる扶養親族の区分に応じて、扶養親族1人につき当該各号に掲げる額とする。</p> <p>(1) <u>前項第1号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。） 1万500円</u></p> <p>(2) <u>前項第2号から第5号までに該当する扶養親族 6,000円</u></p>	<p>3 扶養手当の月額は、次の各号に掲げる扶養親族の区分に応じて、扶養親族1人につき当該各号に掲げる額とする。</p> <p>(1) <u>前項第1号及び第3号から第6号までに該当する扶養親族 6,000円</u></p> <p>(2) <u>前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。） 9,000円</u></p>
<p>4 略</p> <p>第15条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を教育委員会に届け出なければなら</p>	<p>4 略</p> <p>第15条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を教育委員会に届け出なければなら</p>

ない。

(1) 略

(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第2号若しくは第4号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）

2～4 略

(住居手当)

第17条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

(1) 略

(2) 第19条第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）又はパートナーシップ関係（双方又はいずれか一方が性的指向が異性に限らない者又は性自認が出生時に判定された性別と一致しない者であり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常生活において継続的に協力し合うことを約した2者間の関係その他の婚姻関係に相当すると教育委員会が認める2者間の関係をいう。）の相手方（以下「パートナ

ない。

(1) 略

(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）

2～4 略

(住居手当)

第17条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

(1) 略

(2) 第19条第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者又はパートナーシップ関係の相手方

ーシップ関係の相手方」という。)

(配偶者及びパートナーシップ関係の相手方のいずれもない職員にあっては、満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子)が現に居住する住宅(公舎等で教育委員会規則で定めるものを除く。)に同居するときに世帯主となるもののうち、当該住宅を借り受け、月額2万7,000円以上の家賃を支払っているもの

2及び3 略

(期末手当)

第29条 略

2 期末手当の額は、職員の給与月額に100分の125を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第13条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員の期末手当の額は、職員の給与月額に100分の107.5を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の70」と、「100分の107.5」とあるのは「100分の61.25」とする。

(配偶者及びパートナーシップ関係の相手方のいずれもない職員にあっては、満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子)が現に居住する住宅(公舎等で教育委員会規則で定めるものを除く。)に同居するときに世帯主となるもののうち、当該住宅を借り受け、月額2万7,000円以上の家賃を支払っているもの

2及び3 略

(期末手当)

第29条 略

2 期末手当の額は、職員の給与月額に100分の130を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第13条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員の期末手当の額は、職員の給与月額に100分の112.5を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の130」とあるのは「100分の72.5」と、「100分の112.5」とあるのは「100分の63.75」とする。

4～6 略

(勤勉手当)

第32条 略

2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、教育委員会が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に100分の117.5（第13条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては100分の135）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の117.5」とあるのは「100分の57.5」と、「100分の135」とあるのは「100分の66.25」とする。

4～7 略

4～6 略

(勤勉手当)

第32条 略

2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、教育委員会が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に100分の122.5（第13条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては100分の140）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の60」と、「100分の140」とあるのは「100分の68.75」とする。

4～7 略

給与改定の概要

杉並区学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

項目	改正内容									
給料表	別表第2 職員給与が民間従業員給与を下回る公民較差（10,595円、2.59%）を解消するため、給料月額を引き上げる。									
扶養手当	配偶者等及び子に係る手当額（月額）									
		現行			経過措置			令和9年度		
					令和7年度		令和8年度			
	配偶者等	6,000円			4,000円		2,000円		廃止	
子	9,000円			9,500円		10,000円		10,500円		
期末手当 及び 勤勉手当	職員の支給月数									
		現行			第1条による改正 (令和6年度の支給月数)			第2条による改正 (令和7年度の支給月数)		
	区分	期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計
	6月期	1.20	1.125	2.325	1.20	1.125	2.325	<u>1.25</u>	<u>1.175</u>	<u>2.425</u>
	12月期	1.20	1.125	2.325	<u>1.30</u>	<u>1.225</u>	<u>2.525</u>	<u>1.25</u>	<u>1.175</u>	<u>2.425</u>
	合計	2.40	2.25	4.65	<u>2.50</u>	<u>2.35</u>	<u>4.85</u>	2.50	2.35	4.85
	管理職員の支給月数									
		現行			第1条による改正 (令和6年度の支給月数)			第2条による改正 (令和7年度の支給月数)		
	区分	期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計
	6月期	1.025	1.30	2.325	1.025	1.30	2.325	<u>1.075</u>	<u>1.35</u>	<u>2.425</u>
	12月期	1.025	1.30	2.325	<u>1.125</u>	<u>1.40</u>	<u>2.525</u>	<u>1.075</u>	<u>1.35</u>	<u>2.425</u>
	合計	2.05	2.60	4.65	<u>2.15</u>	<u>2.70</u>	<u>4.85</u>	2.15	2.70	4.85
	定年前再任用短時間勤務職員（暫定再任用職員を含む。）の支給月数									
		現行			第1条による改正 (令和6年度の支給月数)			第2条による改正 (令和7年度の支給月数)		
区分	期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計	
6月期	0.675	0.55	1.225	0.675	0.55	1.225	<u>0.70</u>	<u>0.575</u>	<u>1.275</u>	
12月期	0.675	0.55	1.225	<u>0.725</u>	<u>0.60</u>	<u>1.325</u>	<u>0.70</u>	<u>0.575</u>	<u>1.275</u>	
合計	1.35	1.10	2.45	<u>1.40</u>	<u>1.15</u>	<u>2.55</u>	1.40	1.15	2.55	
定年前再任用短時間勤務管理職員（暫定再任用管理職員を含む。）の支給月数										
	現行			第1条による改正 (令和6年度の支給月数)			第2条による改正 (令和7年度の支給月数)			
区分	期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計	
6月期	0.5875	0.6375	1.225	0.5875	0.6375	1.225	<u>0.6125</u>	<u>0.6625</u>	<u>1.275</u>	
12月期	0.5875	0.6375	1.225	<u>0.6375</u>	<u>0.6875</u>	<u>1.325</u>	<u>0.6125</u>	<u>0.6625</u>	<u>1.275</u>	
合計	1.175	1.275	2.45	<u>1.225</u>	<u>1.325</u>	<u>2.55</u>	1.225	1.325	2.55	
施行期日等	<ol style="list-style-type: none"> 第1条による給料表並びに期末手当及び勤勉手当に係る改正は公布の日から施行し、改正後の給料表に係る規定は令和6年4月1日から、期末手当及び勤勉手当に係る規定は同年12月1日から適用する。 第2条による扶養手当並びに期末手当及び勤勉手当に係る改正は、令和7年4月1日から施行する。 給料表の改正に伴い、昇格等による号給の対応関係に変更がある場合に号給の調整を行うことができること等とする。 扶養手当に係る改正について、必要な経過措置を設ける。 									